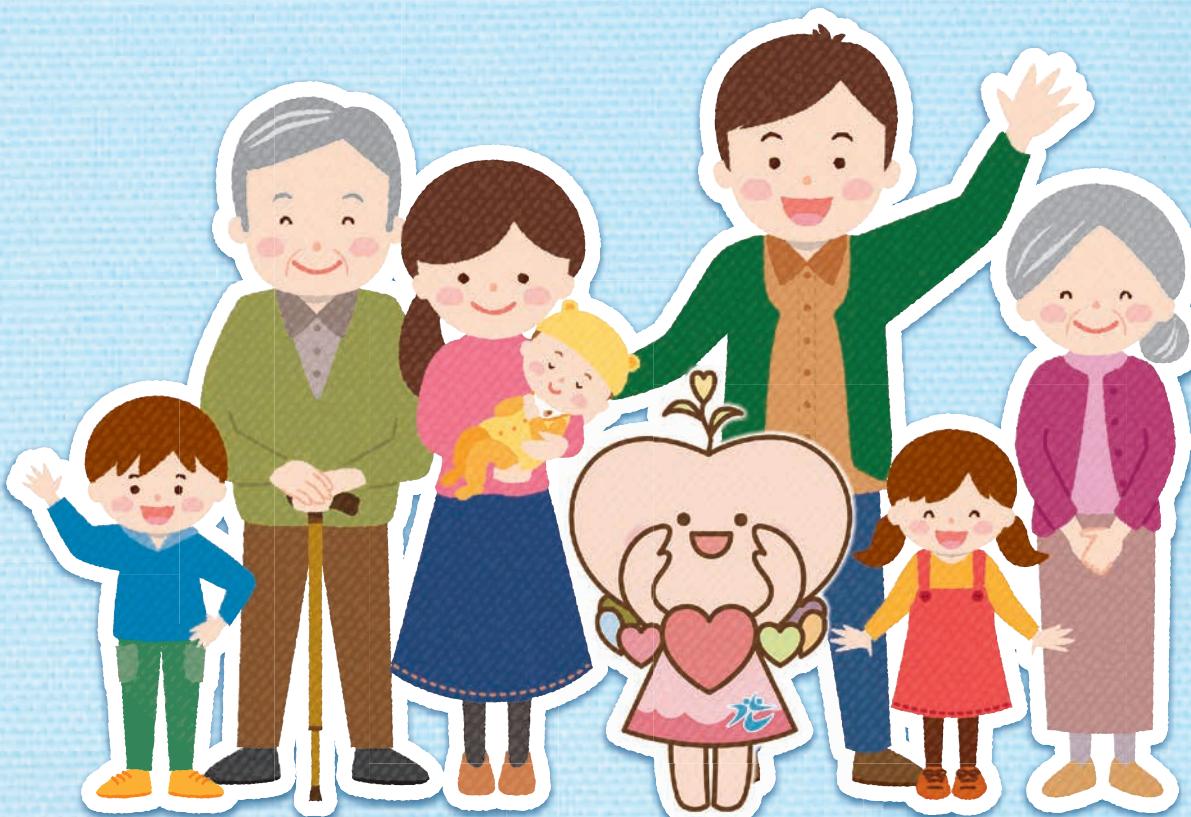


第2期光市子ども・子育て支援事業計画

# みつめ だきしめ かたりあう

～ 心温かい人が育つまち “ひかり” ～



令和2年

光 市

## 「みつめ だきしめ かたりあう ～ 心温かい人が育つまち“ひかり”～」を目指して



子どもたちは、このまちの「宝」です。笑顔を見るだけで、幸せな気持ちにさせてくれる、愛おしくかけがえのない存在です。ですが、時には子育てに余裕がなくなり、戸惑い、悩むこともあるのではないうちでしょうか。子育て中の皆様が、喜びや不安を感じながらも子育てを楽しめるように、このまち全体で応援していきたい。本市は、唯一無二の「おっぱい都市宣言」のまちとして、子どもたちが、お母さん、お父さんだけではなく、地域の方々の愛情に包まれて育っていくまちづくりを目指しています。

まち全体で子どもたちに愛情を注いでいけたら、どんなに素晴らしいことでしょう。子どもたちが大きくなった時、この温かいまち「光市」で育ってよかったと思っていただけたら、こんなに嬉しいことはありません。

本市では、平成27年3月に、第1期計画となる「光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子どもを育てられる環境の整備に向けて、妊娠期からの切れ目のない支援を行う「光市子ども相談センターきゅっと」の開設、産後ケア事業及び産婦健康診査の実施、医療費助成の拡充や所得制限撤廃といった様々な事業に取り組んでまいりました。

この度策定した「第2期光市子ども・子育て支援事業計画」は、その第1期の成果と新たな課題を踏まえたうえで、子育て環境の更なる向上、魅力創出に向けて、今の子育てに必要なことは何か、多くの意見や想い、考えを詰め込み、施策に取り入れて進化させております。この計画を市民の皆様とともに進めていくことが、子どもたち、お父さん、お母さん、地域の方々に笑顔とやさしさを広げ、「ゆたかな社会」をつくりあげていくと確信しております。

終わりに、本計画の策定にあたり、多くのご意見やご提言をいただきました光市子ども・子育て審議会の委員の皆様をはじめ、市議会並びに市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和2年（2020年）3月

光市長 市川 熙

# おっぱい都市宣言

- 1 私たちは、おっぱいをとおして、“母と子と父そして人にやさしいまち光”をつくります。
- 2 私たちは、おっぱいという胸のぬくもりの中で、子どもをしっかりと抱き、愛しみ、心豊かで健やかな輝く光っ子を育てます。
- 3 私たちは、すべての母親のおっぱいが、より豊かに赤ちゃんに与えられるよう皆で手助けします。
- 4 私たちは、おっぱいを尊び、偉大なる母を皆で守ります。

「おっぱい」何と温かく、優しい言葉でしょう。「おっぱい」をとおした母と子の穏やかなふれあいは、真に生きる力を持つ、心豊かでたくましい若者を育ててくれることでしょう。

そして、この若者たちが“母と子と父そして人にやさしいまち光”で子育てを楽しみながら、このまちに住み、まちとともに輝くことを夢みて、ここ光市を「おっぱい都市」とすることを宣言いたします。

平成17年6月30日 山口県光市議会

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって .....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	3
<b>第2章 計画策定の背景 .....</b>	<b>4</b>
1 光市の人口動態等 .....	4
2 子どもの施設利用状況 .....	9
3 アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況 .....	10
4 第1期計画の評価 .....	19
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>29</b>
1 計画の基本理念 .....	29
2 計画の基本的な視点 .....	29
3 施策の体系 .....	31
<b>第4章 重点的な取組み .....</b>	<b>32</b>
1 幼児教育・保育の量的確保と質の維持・向上 .....	32
2 乳幼児期の支援の強化 .....	32
3 地域コミュニティによる子どもの育ちの支援 .....	33
<b>第5章 施策の総合的な展開 .....</b>	<b>34</b>
基本施策1 心あたたかい光っ子が育つ .....	34
基本施策2 このまちで親になる .....	48
基本施策3 地域と共に未来へ向かう .....	59

<b>第6章 子ども・子育て支援法に定める事業計画</b>	68
1 教育・保育提供区域の設定	68
2 幼児期の教育・保育の事業計画	68
3 地域子ども・子育て支援事業の事業計画	70
4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保	76
5 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保	76
6 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携	76
7 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備 に関する施策との連携	78
<b>第7章 成果指標</b>	79
<b>第8章 計画の推進体制</b>	81
1 計画内容の市民への周知	81
2 関係機関等との連携	81
3 計画の進行管理	81
<b>資料編</b>	82
1 光市子ども・子育て審議会条例	82
2 光市子ども・子育て審議会条例施行規則	84
3 光市子ども・子育て審議会委員名簿	85
4 用語解説	86
5 ライフステージに応じた事業一覧	88

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 「おっぱい都市宣言」のまち 光

本市は、全国でも唯一無二の「おっぱい都市宣言」のまちとして、「母と子と父そして人にやさしいまち光」の理念がまち全体に根付いています。平成20年3月には「おっぱい都市基本構想」を策定するとともに、平成27年3月には「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえた「第1期光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し「おっぱい都市宣言」のまちとしての誇りを胸に、このまちで育つすべての子どもたちが、父母や地域の確かな愛情に包まれて育まれるまちづくりの実現に向けて、家庭や学校、地域、事業所、行政が一体となった取組みを推進し、「光市子ども相談センターきゅっと」の開設や乳幼児・子ども医療費助成制度の拡充など、質の高い独自の子育て支援施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

#### (2) 子育てを取り巻く現代社会の状況

少子化・核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、時代の変遷とともに、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子育ての第一義的責任は、保護者や家庭にある一方で、子どもの生活リズムの変化や集団の中で育ち合う機会の減少、虐待、いじめ等の問題に加え、子育て家庭における子育てへの負担や不安、孤立感の高まりなどの諸問題に対応していくため、多岐にわたる分野において行政や地域をはじめとする社会全体での総合的な支援や施策展開が求められています。

国では、未婚率の上昇や晩婚化、ライフスタイル・価値観の多様化、経済状況などの様々な要因から進行する少子化の流れを食い止めるため、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、家庭における養育支援等を総合的に推進してきましたが、我が国の合計特殊出生率は、平成27年の1.45以降、毎年0.01ポイントずつ減少するなど依然として低い水準にあり、少子化の流れを食い止めるには至っていない状況です。このため、令和元年5月には、少子化対策の一環として幼児教育の無償化に取り組むための「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が公布され、子育て世帯を社会全体で応援し、社会保障制度のあり方を全世代型へと抜本的に変えるための取組みが進められています。

#### (3) 計画策定の目的

本計画は、こうした諸情勢の変化や国の動向に呼応するとともに、子どもの最善の利益や、「第1期光市子ども・子育て支援事業計画」の成果と新たな課題を踏まえた上で、「おっぱい都市宣言」のまちとして、本市の未来を照らす希望の光である子どもたちの育ちを、地域ぐるみ、まちぐるみで応援し、豊かな人間性と郷土愛を備えた「光っ子」を育むための前提となる、本市の子育て環境の向上・魅力創出に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための「第2期計画」として策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画であり、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

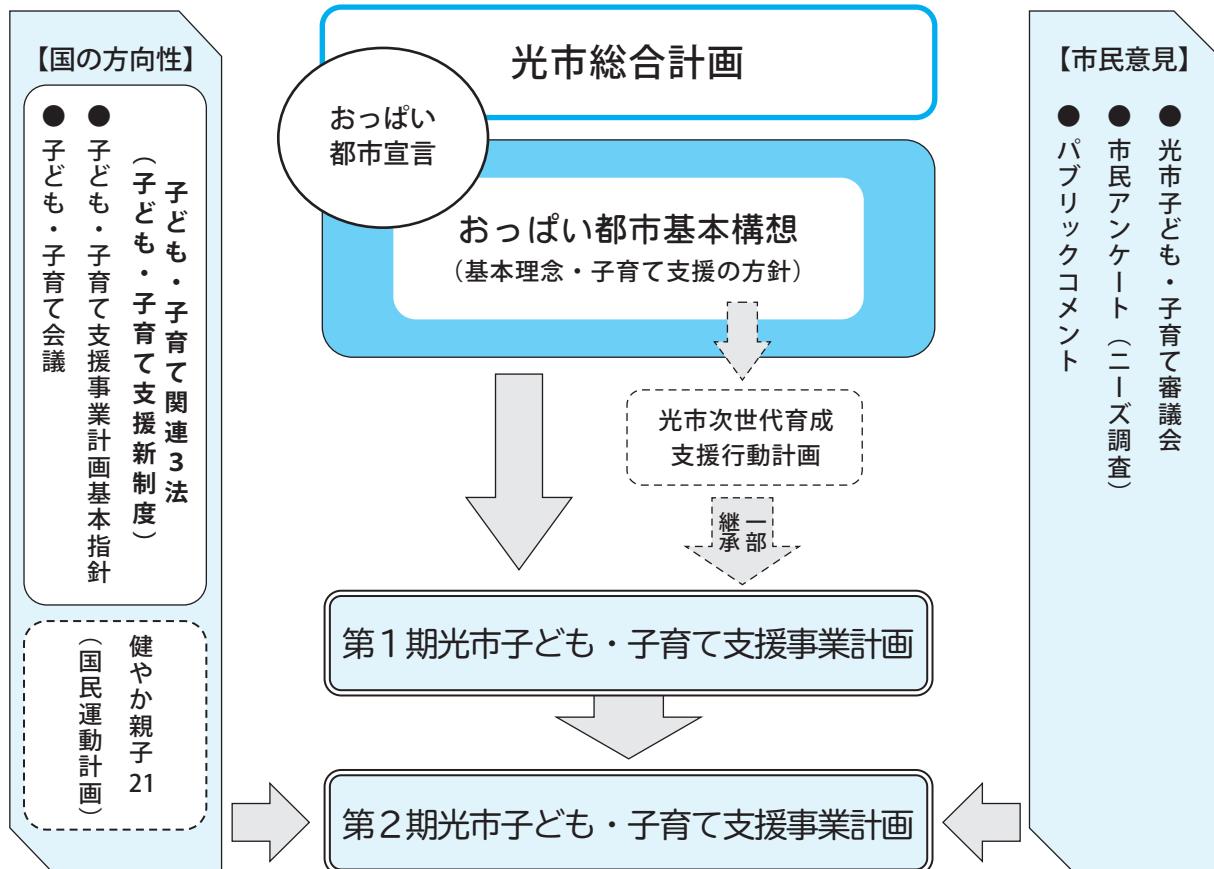
また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組みを推進する国民運動計画「健やか親子21（第2次）」（平成27年度～令和6年度）の趣旨を踏まえつつ、「第2次光市総合計画」を上位計画とし、「おっぱい都市宣言」及び「おっぱい都市基本構想」の理念に基づいた光市独自の施策を盛り込んだ「第1期子ども・子育て支援事業計画」で展開した総合的な子育て・母子保健施策を継承する計画として策定します。

### 子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## 第2期子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



### 3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年を期間とします。

#### コラム 「おっぱい都市宣言のまち」イメージキャラクター きゅっと

「おっぱい都市宣言のまち」のイメージキャラクターです。

「きゅっと」という名前には、「きゅっと抱きしめるイメージ」 + 「キュート（かわいい）」という意味が込められています。

輪になったカラフルなハートは人と人との温かいつながりを、頭の上のハートの花は温かいつながりによって育まれる新しい命を表しています。

また、スカートの波模様には母なる海のように広くて深い愛情を、という思いが込められています。



## 第2章 計画策定の背景

### 1 光市の人口動態等

#### (1) 光市の人口の推移と推計

総人口は、平成7年の55,408人から減少が続き、平成27年には、51,369人となりました。令和22年には38,264人と推計され、平成27年からの25年間で約1万3千人の減少が見込まれています。

また、本市の14歳以下の年少人口は平成7年からの20年間で2千人以上減少している中、65歳以上の老人人口は7千人以上増加しており、人口が減少する中で、少子高齢化がますます進むことが予測されます。

【光市の人口の推移と推計】



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

#### ○国勢調査人口値

(単位：人、%)

	H7	H12	H17	H22	H27
総人口	55,408	54,680	53,971	53,004	51,369
年少人口(0～14歳)	8,477	7,854	7,717	7,188	6,372
構成率	15.3	14.4	14.3	13.6	12.4
生産年齢人口(15～64歳)	37,495	35,962	33,838	30,682	27,674
構成率	67.7	65.8	62.7	57.9	53.9
老人人口(65歳～)	9,436	10,864	12,416	15,080	17,323
構成率	17.0	19.9	23.0	28.5	33.7

※年齢不詳のものがあるため、総人口と年齢区分人口の合計が合わない場合があります。

#### ○人口推計値（国立社会保障・人口問題研究所）

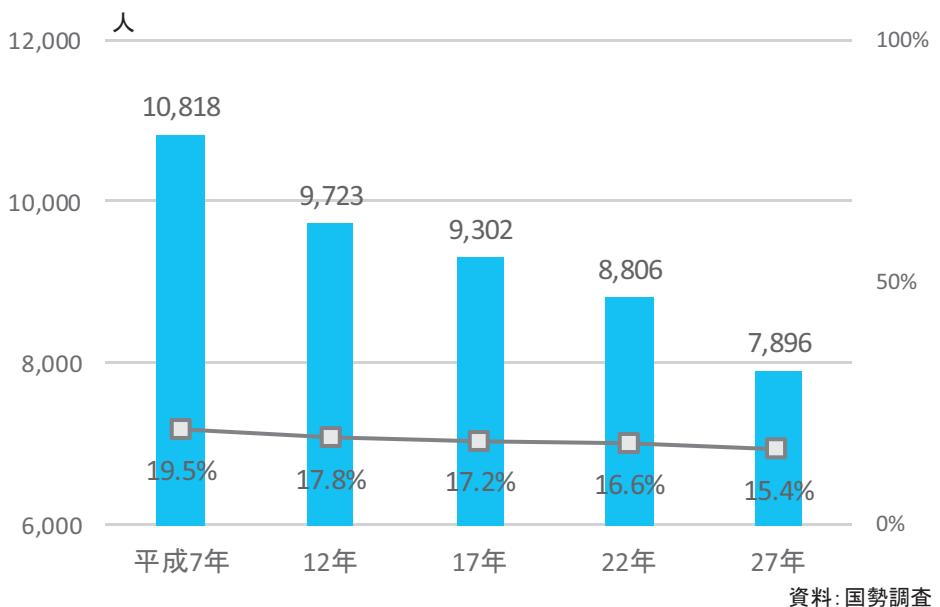
(単位：人、%)

	R2	R7	R12	R17	R22
総人口	49,186	46,634	43,906	41,055	38,264
年少人口(0～14歳)	5,547	4,789	4,283	3,868	3,600
構成率	11.3	10.3	9.8	9.4	9.4
生産年齢人口(15～64歳)	25,730	24,285	22,879	21,028	18,412
構成率	52.3	52.1	52.1	51.2	48.1
老人人口(65歳～)	17,909	17,560	16,744	16,159	16,252
構成率	36.4	37.7	38.1	39.4	42.5

## (2) 子どもの人口の推移と推計

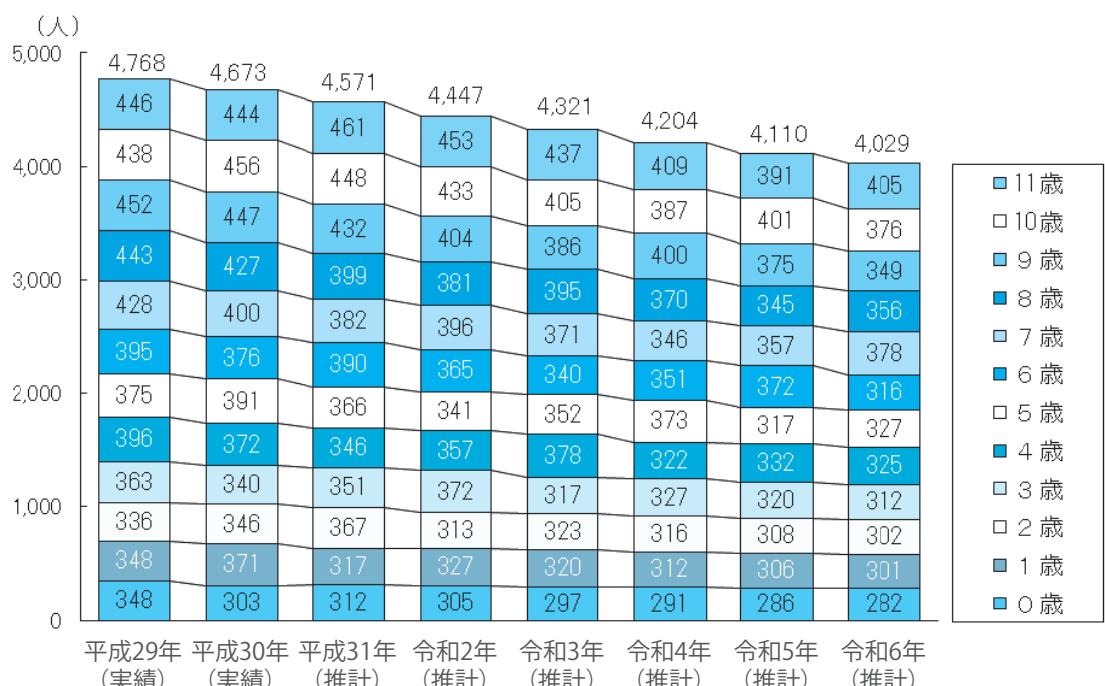
18歳未満の児童人口は、平成7年の10,818人から平成27年には7,896人に減少しています。総人口に占める割合は徐々に減少しており、平成27年には15.4%となりました。

【児童人口（18歳未満）】



第2期計画策定期間内の小学校卒業前までの児童数の人口推計をみると、毎年約100人ずつ減少していくことが見込まれています。

【0歳～11歳の人口の推移と推計】

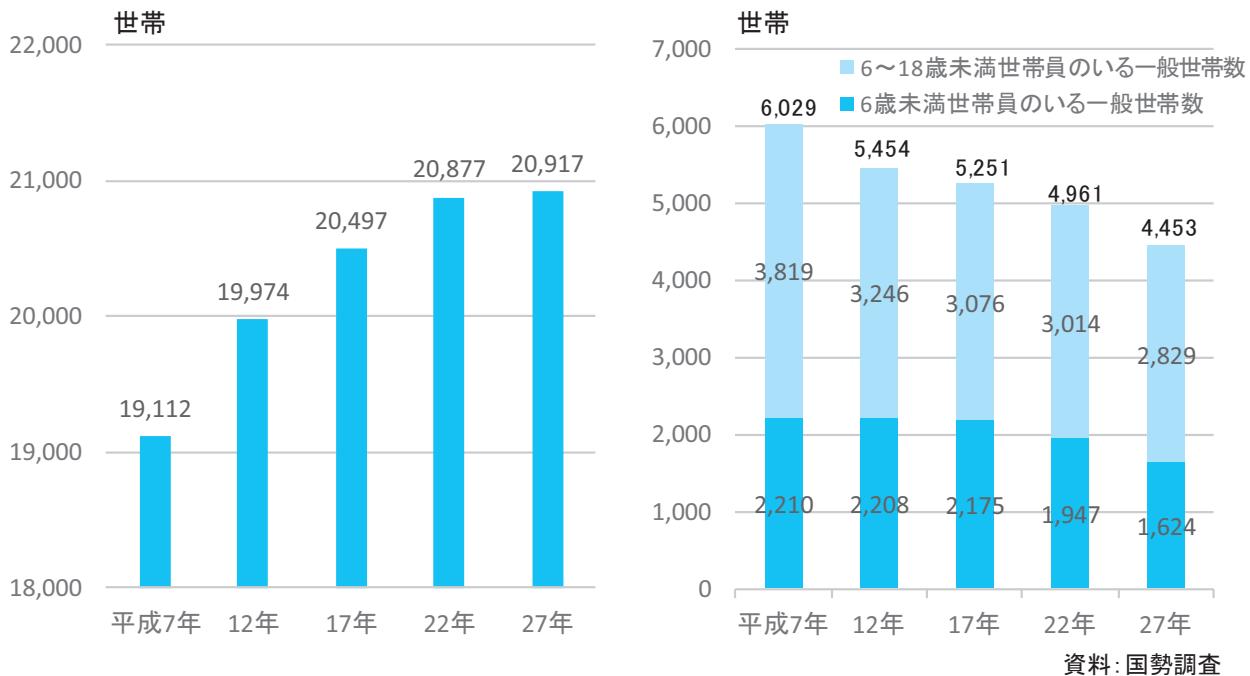


資料：平成28～30年の住民基本台帳人口/コーホート変化率法で推計

### (3) 世帯の推移

世帯数の推移をみると、平成 7 年の 19,112 世帯から平成 27 年の 20,917 世帯と増加する一方で、子どものいる世帯数は徐々に減少しています。

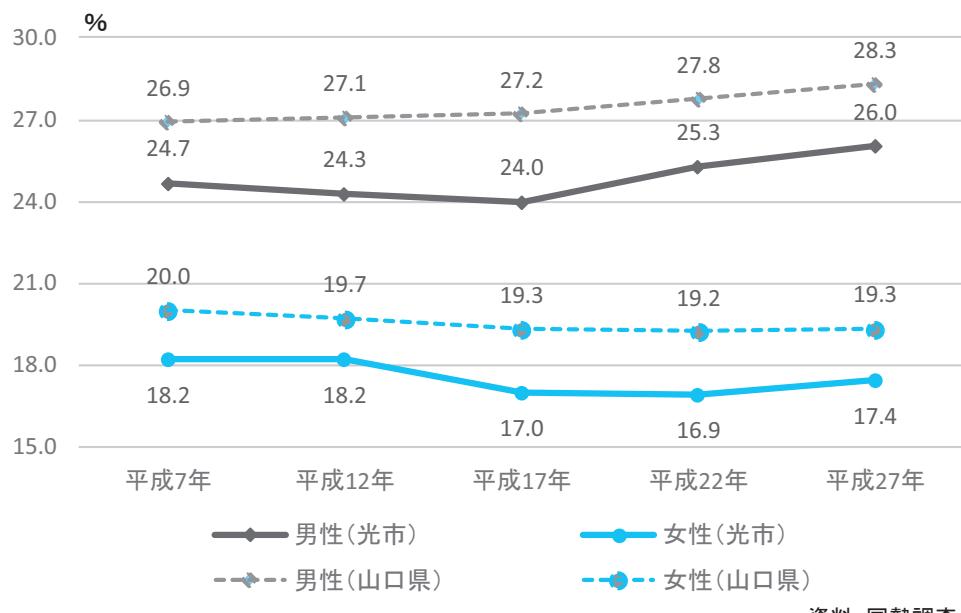
#### 【一般世帯数と子どものいる世帯数の推移】



未婚率※は、平成 7 年に比べて、平成 27 年では、男性は 1.3 ポイント増加、女性は 0.8 ポイント減少しており、男性の方が女性より 8.6 ポイント高くなっています。

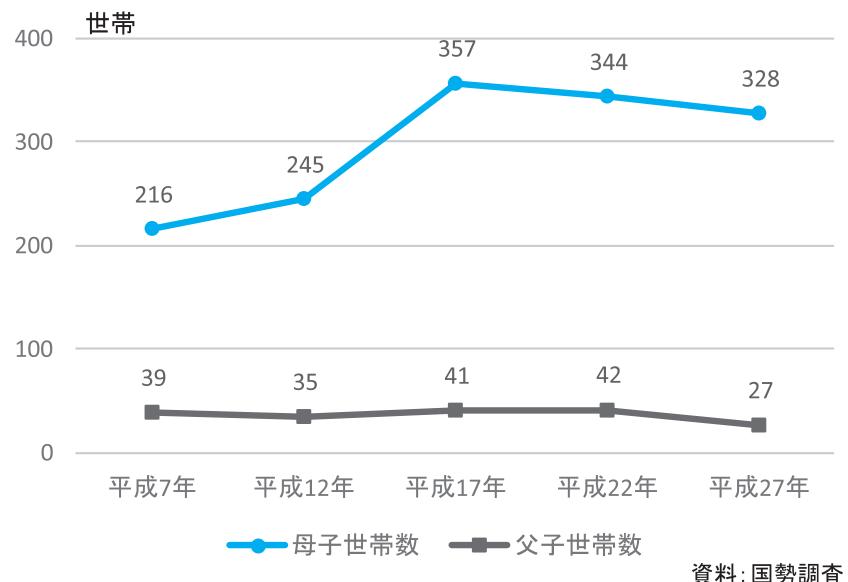
※未婚率 15 歳以上人口に占める未婚者数の割合。

#### 【未婚率の推移】



ひとり親世帯は、平成 7 年以降増加傾向にありましたが、平成 27 年は父子世帯が 27 世帯、母子世帯が 328 世帯で平成 22 年より減少しています。

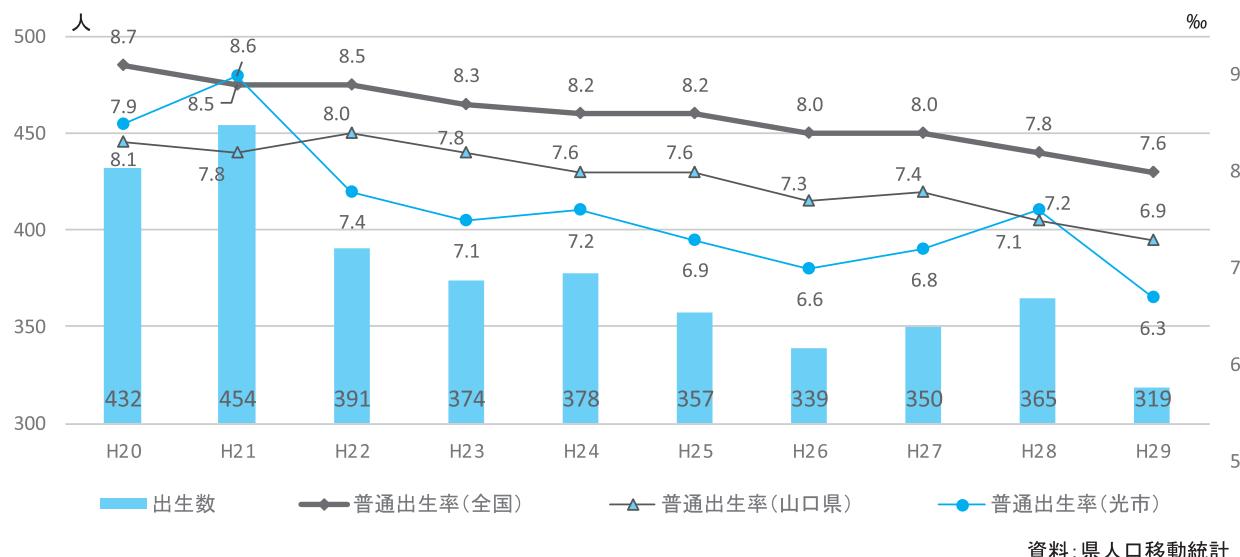
#### 【ひとり親世帯の推移】



#### (4) 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成 22 年に 400 人を下回り、平成 29 年には 319 人となっています。普通出生率※は、平成 21 年から減少傾向で推移し、平成 29 年には 6.3 となりました。全国平均に対し低い水準となっています。

#### 【出生数と普通出生率の推移】



※普通出生率

10月 1 日現在の人口に対する 1 年間の出生数の割合で、人口千人あたりで示します。

全国の合計特殊出生率※は、平成 20 年の 1.37 以降は微増傾向となっており、平成 29 年では 1.43 となっています。本市は全国平均よりも若干高い水準となっています。

### 【合計特殊出生率】

(単位：人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全 国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
山口県	1.43	1.43	1.56	1.52	1.52	1.56	1.54	1.6	1.58	1.57
光 市			1.60					—		

#### ※合計特殊出生率

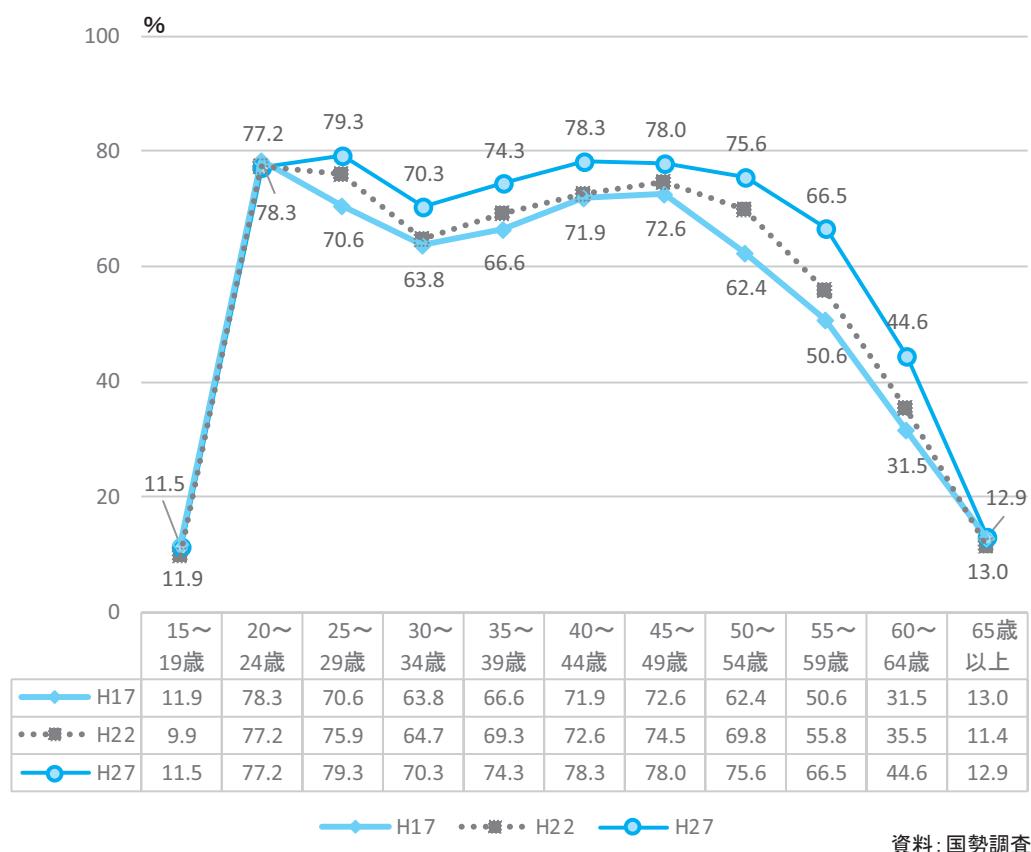
1人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を示します。

15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率(母の年齢別の出生数を年齢別女性人口で割ったもの)を合計したものです。

### (5) 女性の労働状況の推移

女性の年齢別労働力率※は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。平成 27 年は 30~34 歳での低下率が減少しており、25 歳以降の労働力率が全体的に増加しています。

### 【女性の労働力率の推移】



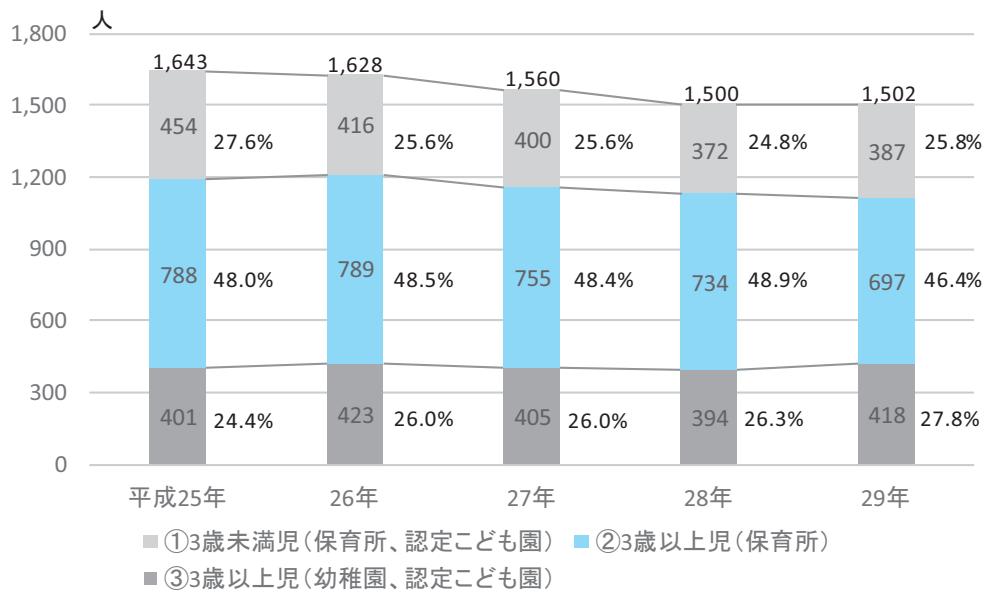
#### ※労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者）の割合です。  
非労働力人口としては、家事、通学、その他が含まれます。

## 2 子どもの施設利用状況

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園の状況

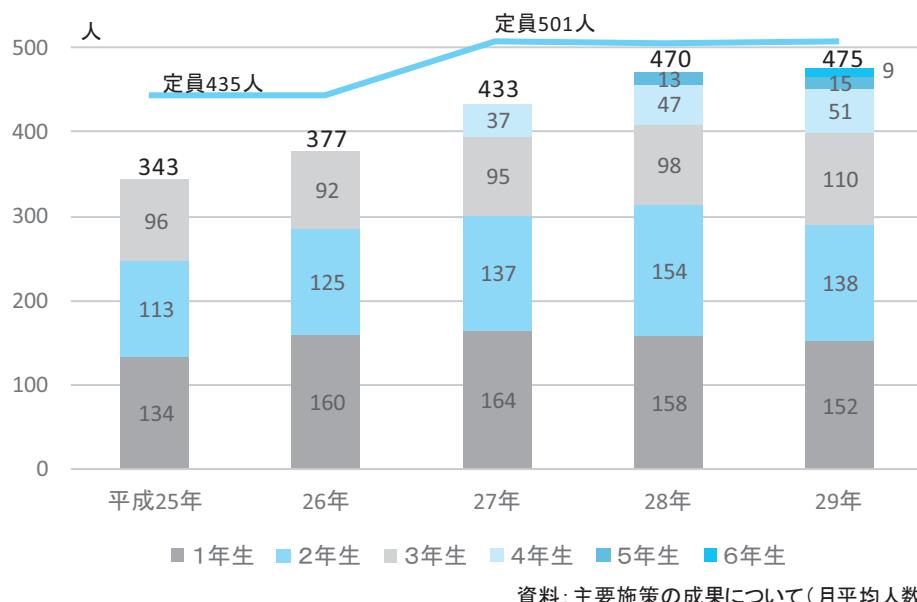
市内の幼稚園、保育所、認定こども園の在籍者数は減少してきていますが、3歳未満児の在籍者数の割合は、増加傾向にあります。



資料:光市統計書、主要施策の成果について(①②は月平均入所人員、③は5月1日在籍数)

### (2) 放課後児童クラブ（サンホーム）の状況

平成27年度の浅江第3サンホーム設置による定員の拡充及び平成27年度に4年生、平成28年度に5年生、平成29年度に6年生まで利用年齢を拡充したことにより、放課後児童クラブの利用人数は増加しています。小学校低学年の利用が多くなっています。



資料:主要施策の成果について(月平均人数)

### 3 アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

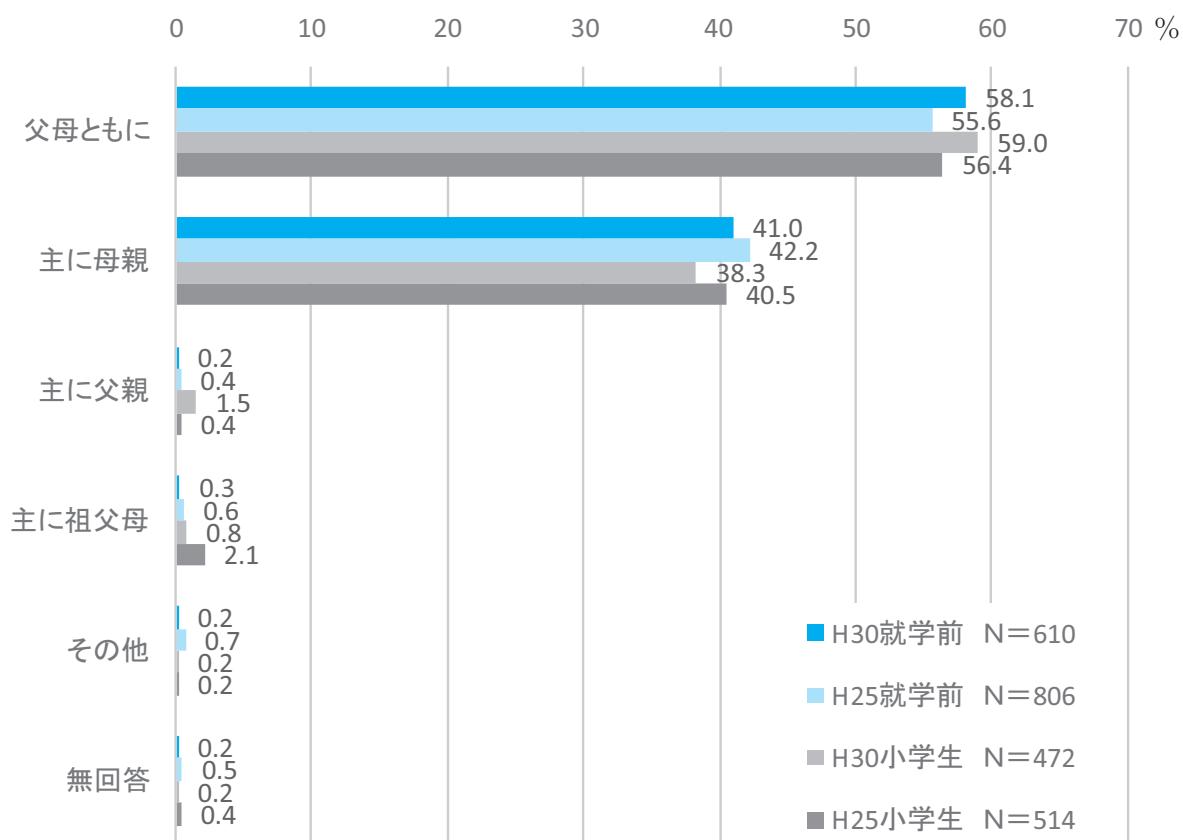
#### (1) 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査結果

##### ア 調査実施方法

調査対象者	①小学校就学前児童の保護者 1,500 人 ②小学生の保護者 1,200 人
調査方法	郵送による配布回収
調査時期	平成 30 年 11 月 15 日～12 月 10 日
調査票回収数	①小学校就学前児童の保護者 610 件 (40.7%) ②小学生の保護者 472 件 (39.3%)

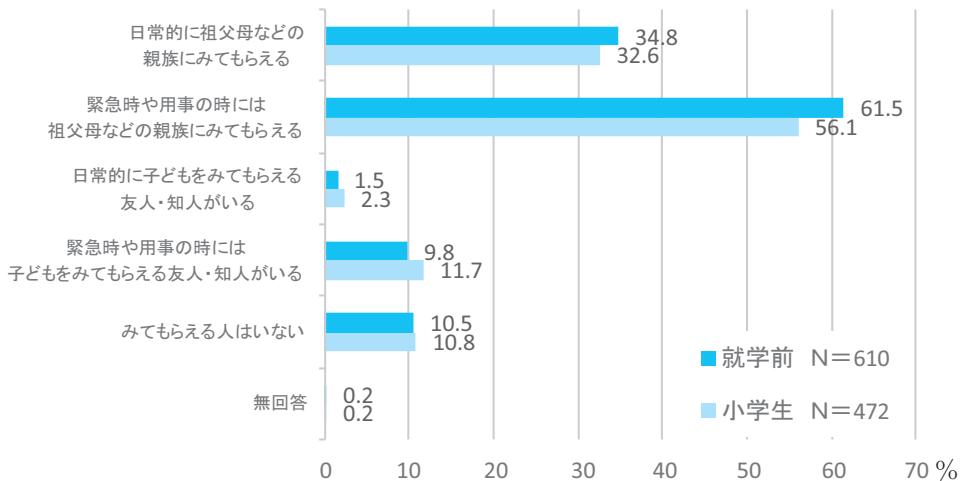
##### イ 調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

###### (ア) 主に子育てをしている人



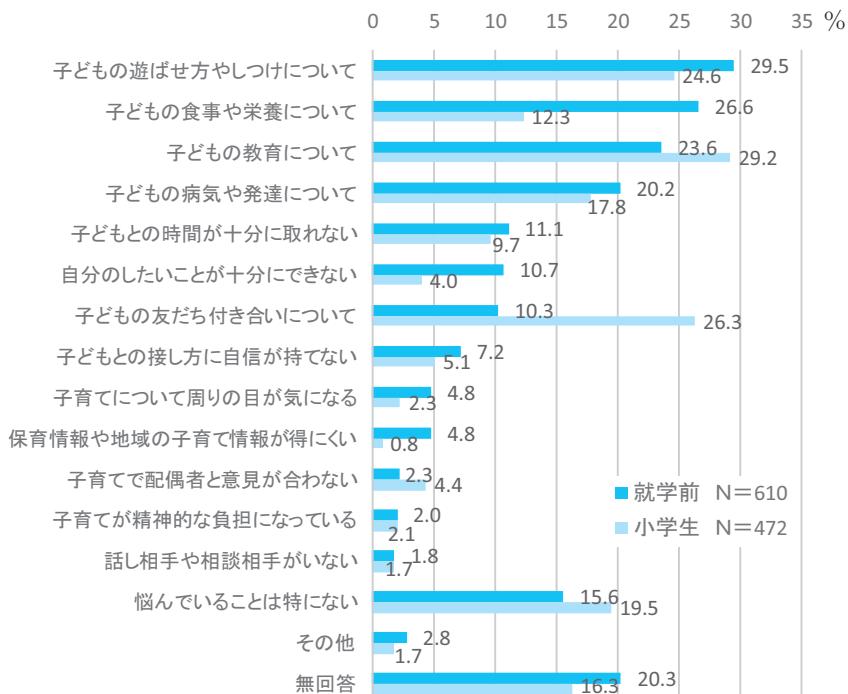
「父母ともに」が約 6 割で最も多くなっています。「主に母親」は約 4 割です。  
「父母ともに」の割合が前回調査より就学前で 2.5 ポイント、小学生で 2.6 ポイント増加しており、父親の子育て参加割合が微増となっています。

### (イ) 日ごろ、子どもをみてもらえる人



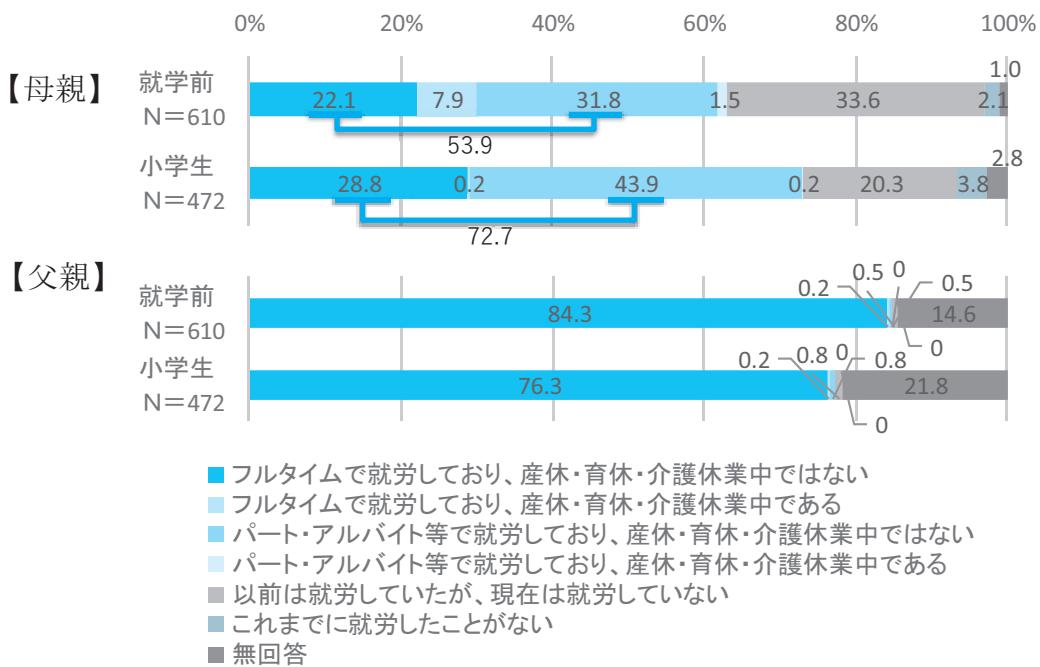
「緊急時や用事の時には祖父母などの親族にみてもらえる」が 50%以上で最も高く、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が約 30%あり、約 80%の方が親族にみてもらうことができる状況にあることがわかります。一方、「みてもらえる人はいない」が約 10%あり、支援を要する家庭であると考えられます。

### (ウ) 子育てに関する悩み



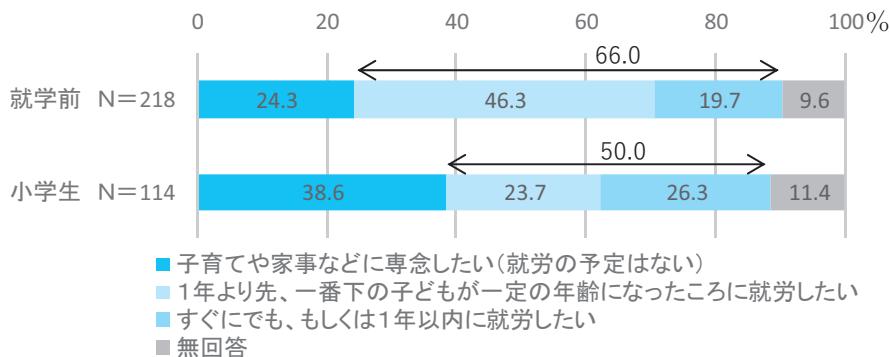
就学前では、「子どもの遊ばせ方やしつけについて」が 29.5%で最も高く、小学生では「子どもの教育について」が 29.2%で最も高くなっています。悩みがないと回答したのは 2 割弱で、多くの方が子育てに関する何らかの悩みを抱えていることがわかります。

## (エ) 父母の就労状況



母親の就労状況は、就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 33.6%で最も高く、小学生では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 43.9%で最も高くなっています。現在の就労割合は就学前で 53.9%、小学生で 72.7%となっており、子どもの成長に伴って共働き世帯の割合が増加していくことがうかがえます。

## (オ) 現在就労していない母親の就労希望



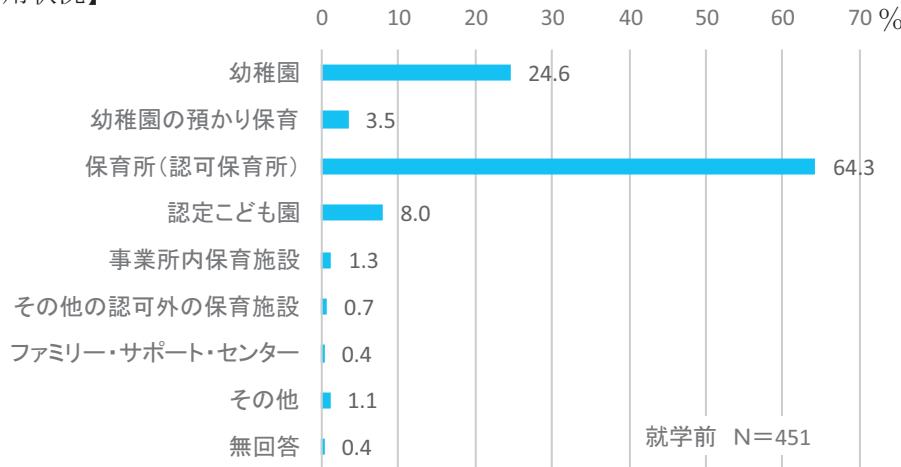
「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったころに就労したい」が就学前の母親で 46.3%で最も高くなっています。小学生の母親では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が 38.6%で最も高くなっています。将来的な就労希望は就学前で 66.0%、小学生で 50.0%あることから、就労に対する潜在的なニーズがあることがうかがえます。

(カ) 教育・保育（幼稚園や保育所等）の平日の利用（就学前児童のみの設問）

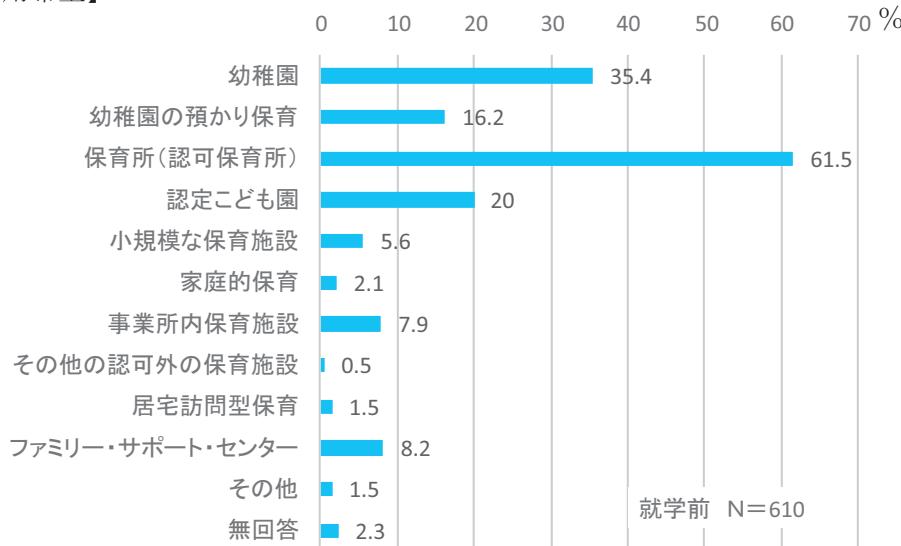
【利用状況】



【利用状況】



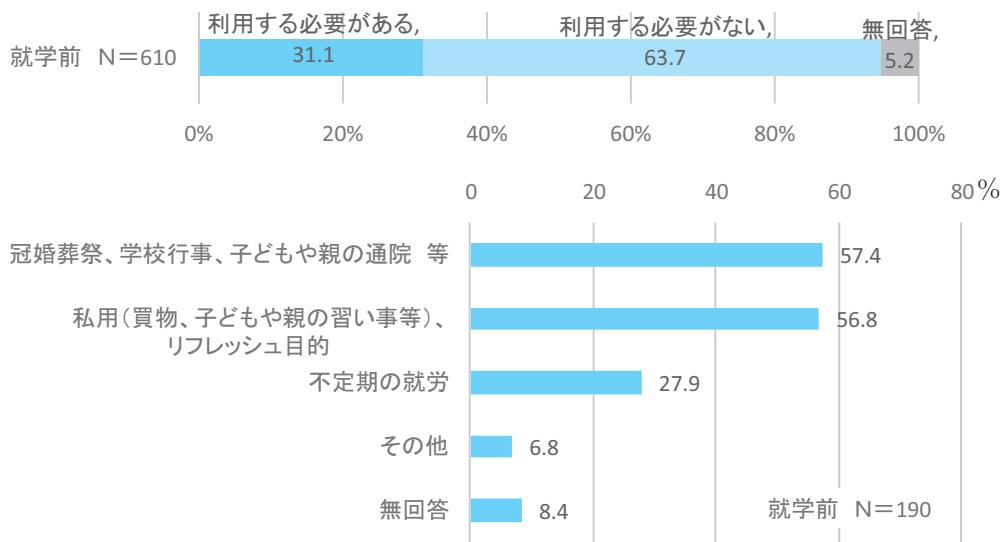
【利用希望】



利用状況は、「利用している」が 73.9%を占めています。利用しているサービスは、「保育所（認可保育所）」が 64.3%で最も高くなっています。次いで「幼稚園」が 24.6%で続いています。

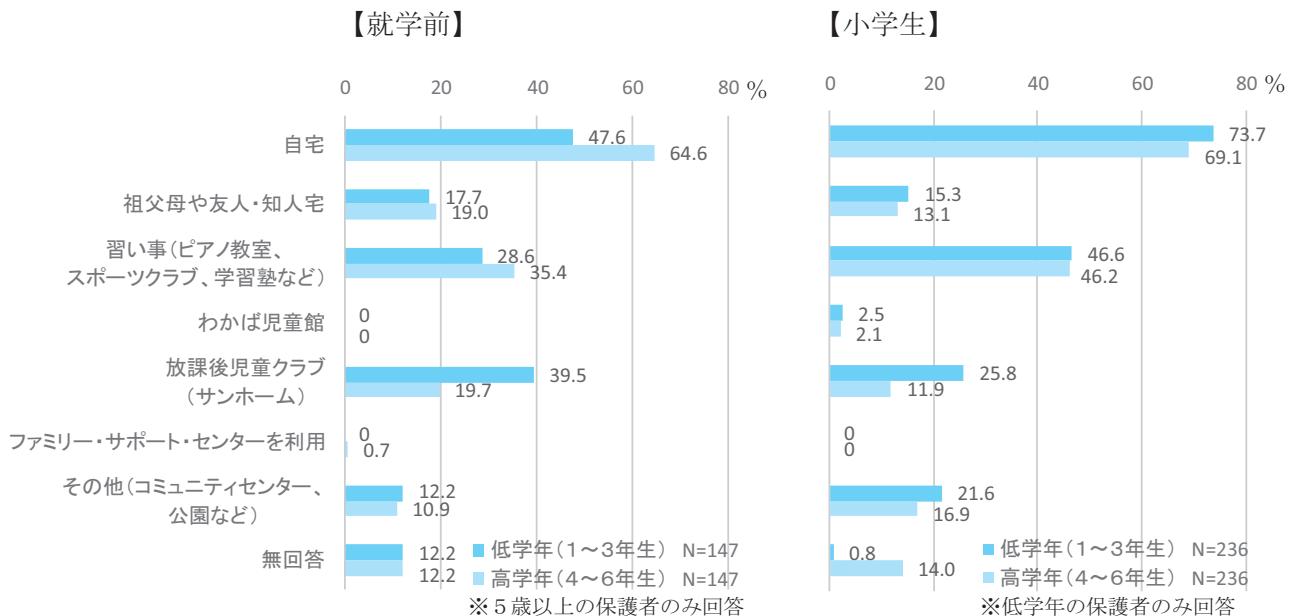
利用希望では、現在の利用状況に比べ「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の割合が高くなっています。現在サービスを利用していない人の利用希望が多いことがうかがえます。

(キ) 子どもを一時的にみてもらう事業の利用必要性（就学前児童のみの設問）



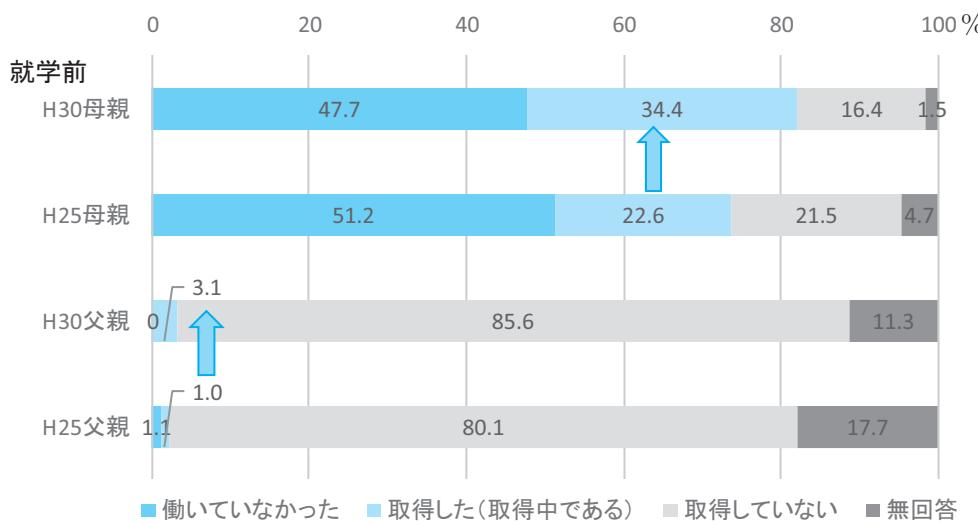
「利用する必要がある」は、31.1%となっています。利用する理由は、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹含む）や親の通院 等」が57.4%、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が56.8%となっています。

(ク) 小学校就学後の放課後の過ごし方（希望）



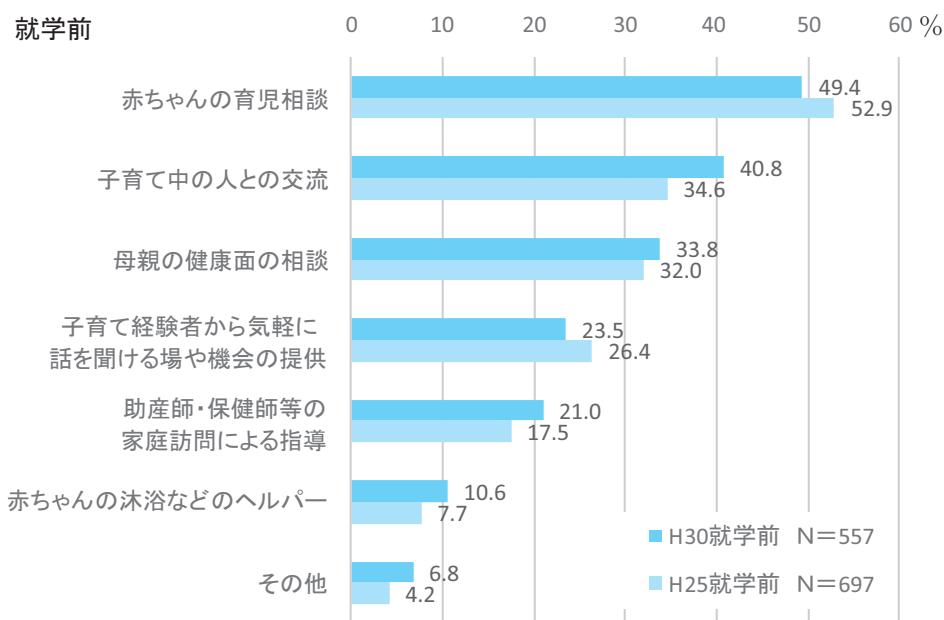
就学前では、「放課後児童クラブ（サンホーム）」を希望する人の割合は低学年（1～3年生）のうち39.5%、高学年（4～6年生）になると19.7%となっています。小学生では、低学年で25.8%、高学年で11.9%となっています。小学校高学年での利用意向は低く、子どもの成長とともに利用の必要性が低下しています。

(ヶ) 育児休業制度の利用について



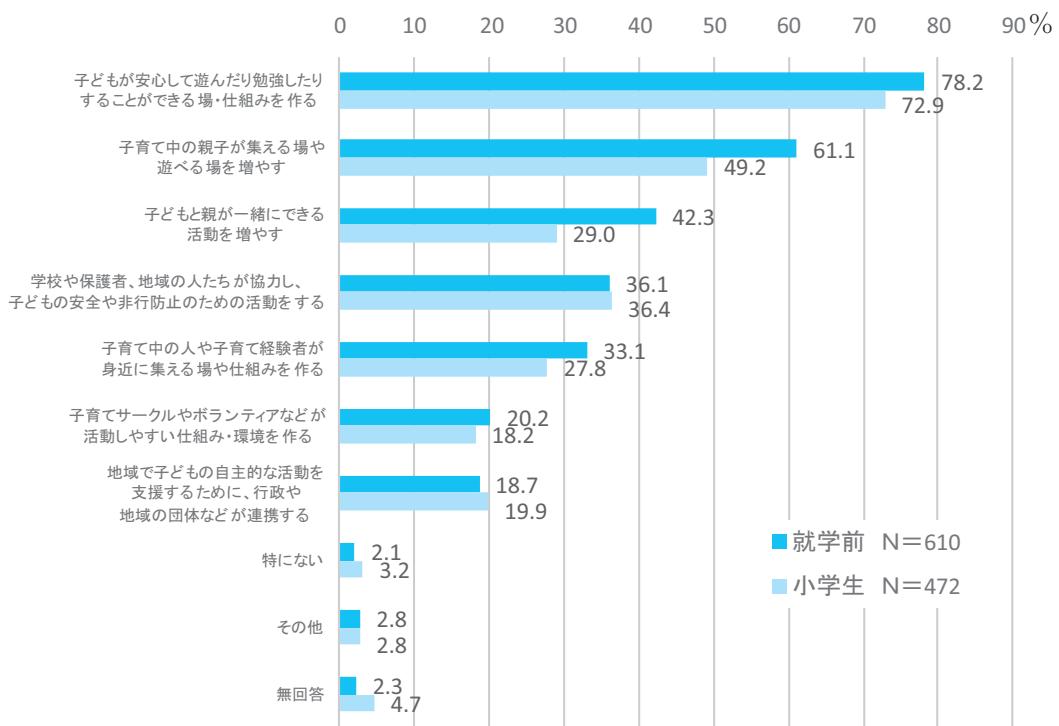
育児休業を取得した割合は、母親で 34.4%、父親で 3.1% となっており、前回調査より母親、父親ともに取得率が高くなっています。

(コ) 妊娠中や出産後のサポートとして重要なサービス



「赤ちゃんの育児相談」と回答した人の割合が 49.4% と最も高くなっています。以下、「子育て中の人の交流」が 40.8%、「母親の健康面の相談」が 33.8% と続いている。

(サ) 安心して子育てするための地域での取組み



「子どもが安心して遊んだり勉強したりすることができる場・仕組みを作る」、「子育て中の親子が集える場や遊べる場を増やす」の回答が就学前、小学生ともに多くなっています。

## (2) 子どもアンケート調査結果

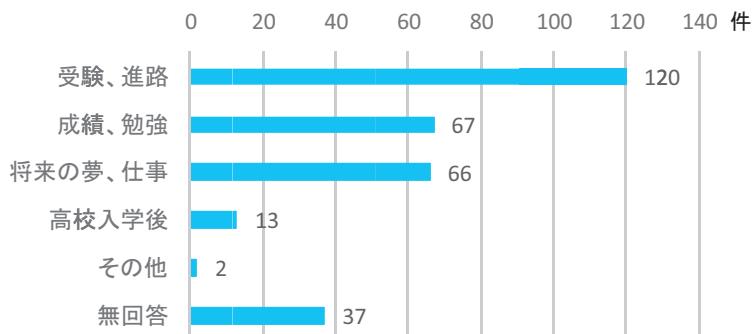
子どもたちの悩みなどを把握し、計画及び施策の検討に生かすため、アンケート調査を行いました。

### ア 調査実施方法

調査対象者数	①高校1年生 128人 ②中学校3年生 156人
調査方法	学校にて実施し、封筒に封入の上、提出
調査時期	平成30年11月
調査内容	各項目について困っていること、悩んでいることを記述式で回答

### イ 調査結果から見る中・高校生の意識

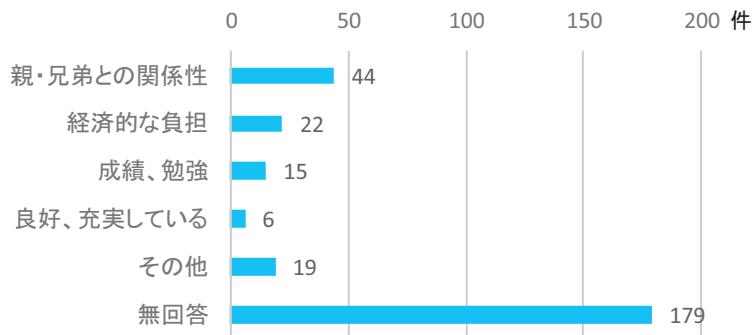
#### (ア) 将来のこと



受験や進路、成績や勉強の仕方、将来の夢や仕事などについての悩みや不安があることがうかがえます。中学生では高校受験についての記述が多くありました。思春期は、悩みや不安を持ちながら、自分なりに試し、ぶつかり、その対処方法を身につけ、自立に向けて成長していくのですが、他の設問と比較して、無回答が少なく、多くの子どもたちが将来のことに対する悩みや不安を感じていることがわかります。

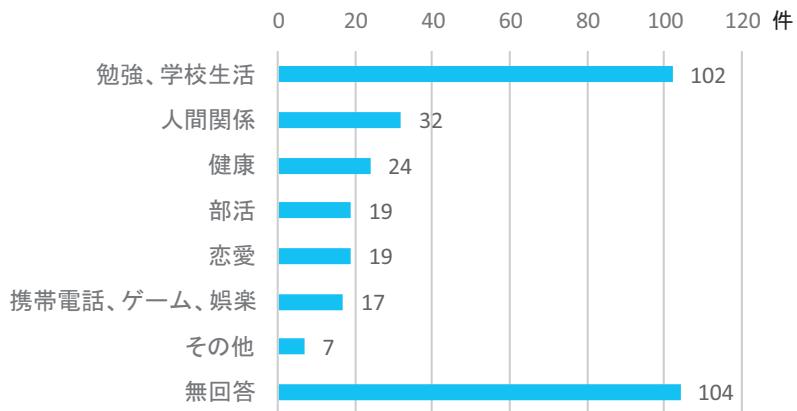


#### (イ) 家庭や家族のこと



約6割が無回答であり、家庭や家族の悩みがない子どもが一定数いることがわかりますが、「態度が冷たい」、「けんかが多い」、「会話が少ない」、「お互い忙しく関わりが持てない」、「兄弟と比較される」といった親、兄弟との関係性についての悩みや、経済的負担をかけることについての悩み、勉強や成績に対する保護者の過干渉や無関心についての悩みがありました。思春期の子どもへの関わり方は難しいこともありますが、指示、命令、過干渉はしないけれども、よく見て、よく聞くといった関わり方を広める必要があります。

#### (ウ) その他



「部活が大変」、「休息の時間がない」、「宿題が多い」、「授業や勉強に集中できない」、「学校の設備やルールが不満」など、勉強や学校生活の悩みが多くなっています。次に、「友人関係がうまくいかない」、「嫌いな人と関わるのがつらい」、「避けられる」といった人間関係についての悩みや、「寝不足」、「いつも疲れている」といった健康に関する悩みが多くありました。学校では、休息の時間への配慮など、バランスの取れた学校生活への取組みが必要であると考えられます。また、「携帯電話（スマートフォン）をすぐ触ってしまう」、「携帯電話の返信が面倒」、「動画視聴やゲームがやめられない」といった携帯電話、ゲームに関する悩みがあり、携帯電話（スマートフォン）等の適切な利用について、子どもと家庭への周知を図る必要があります。

## 4 第1期計画の評価

第1期子ども・子育て支援事業計画では、3つの基本的な視点をもとに施策を総合的に展開し、10項目の個別施策に分類して実施しました。子ども・子育て支援法に定める事業計画についても、事業ごとに定めた提供体制を確保し、子ども・子育て審議会において計画の進捗状況の把握・点検を行い、計画の推進について協議しました。

ここでは、第1期子ども・子育て支援事業計画に基づく主な取組みを示すとともに、項目ごとの満足度等から客観的な評価を行います。

### (1) 5年間の主な取組み

#### 基本施策1 このまち全体で子どもを育てる意識の醸成

##### ○子育て情報誌の全面改訂（平成28年3月）

妊娠・出産期から子育て期の情報をライフステージ別に掲載した子育て情報誌を作成し、小学校就学前の子どもがいる家庭及び転入者に配布するなど、より分かりやすい情報提供に努めました。

##### ○パパの子育てノート（父子手帳）の全面改訂（平成29年3月）

動画で分かるスキンシップ方法や家庭での事故防止クイズなどの情報を加えた父子手帳を作成し、妊娠届出者及び転入妊婦に配布するなど、親しみやすい情報提供に努めました。

##### ○未来のパパママ応援事業の実施、内容の充実

全ての市立中学3年生を対象に、いのちの授業や産婦人科病院の訪問を行い、生命の大切さや子どもを産み育てるこの素晴らしさ等について啓発しました。また、令和元年度は、指定校のみで実施していた赤ちゃんとのふれあい体験を希望校全てで実施し、多くの生徒から、親への感謝や将来子どもを持つことを肯定的にとらえる感想が寄せられました。

##### ○きゅうとちゃんダンスの発表（平成27年8月）

「HUG TOWN HIKARI～みんなのおっぱい～」の歌に合わせたダンスで、おっぱい都市宣言の理念の普及に努めました。



## 基本施策2 溫もりあるコミュニティ、ネットワークによる交流の創出

- 「光市子ども相談センターきゅっと」の開設  
(平成27年4月)

妊娠前から子育て期にわたる様々なニーズに対応する、子育て世代包括支援センター機能と、児童虐待など多様化する相談にも対応する家庭児童相談機能を兼ね備えたワンストップ相談窓口として「光市子ども相談センターきゅっと」を開設しました。積極的に関係機関を訪問して連携を進めることで、問題の解決につながるようネットワークの強化に努めました。



(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対応延べ件数	2,846	2,673	3,017	4,760

資料：主要施策の成果について

## 基本施策3 すべての子どもを取り巻く子育て・子育ち環境の質の向上

- 子ども・子育て支援新制度に移行（平成27年4月）

新制度による支給認定を開始し、幼稚園、保育所等に同時入所している第2子以降の保育料の無料化も継続して実施し、安心して利用できるように努めました。

- 公立幼稚園の3年保育の導入と再編

共働き家庭の増加といった子育て世代のライフスタイルの変化などを踏まえ、平成29年度からつるみ幼稚園及びやよい幼稚園で3年保育を導入し、より低年齢からの集団保育の実施に努めました。また、平成30年3月につるみ幼稚園、さつき幼稚園、やよい幼稚園の3園を、やよい幼稚園の1園に再編し、幼児教育を適切に提供する適正規模等の確保に努めました。

- 公立保育所及び小・中学校の耐震化率100%の達成

公立保育所は、光市公立保育所施設耐震化推進計画（平成25年3月策定）に基づき、平成27年度に浅江東保育園、平成28年度に大和保育園、平成30年度に浅江南保育園の耐震工事を行い、耐震化率100%を達成しました。また、光市公立学校施設耐震化推進計画（改訂版、平成21年3月）に基づき、平成26年度末に市立小・中学校の耐震化率100%を達成し、平成27年度には体育館の吊り天井、照明器具などの非構造部材の耐震化工事を実施し、子どもの安全確保に努めました。

- 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）

少子化対策の一環として、3～5歳（住民税非課税世帯は0～2歳も対象）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化し、子育て家庭の経済的負担を軽減しました。

- 放課後児童クラブ（サンホーム）の利用年齢拡充と追加設置

平成27年度に4年生、平成28年度に5年生、平成29年度には6年生まで利用年齢を拡

充したほか、平成27年7月には利用児童が多かった浅江小学校校区に第3サンホームを開設し、保護者が勤務等で昼間に家庭にいない小学校児童の生活と遊びの場の確保に努めました。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月平均人数	433	470	475	480

資料：主要施策の成果について

#### ○ブックスタート事業（令和元年6月）

子どもの誕生を祝い、赤ちゃんが誕生した家庭に絵本を配布し、読書の楽しさを親子に伝えるとともに、読書を通じて親子のふれあいを深め、子どもの健全な成長が図られるように努めました。

#### ○産後ケア事業と産婦健康診査の実施（平成29年6月、平成30年4月）

心身ともに不安定になりやすい産後の一定期間、母子に対して、市内の産婦人科病院でショートステイやデイサービスによる心身のケアや育児支援などを実施する産後ケア事業を平成29年6月から開始しました。また、平成30年4月からは産後2回の産婦健康診査を実施し、産後うつや新生児への虐待等の予防のための、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に努めました。

(単位：人)

利用者数	平成27・28年度	平成29年度	平成30年度
産後ケア事業	—	ショートステイ5	ショートステイ3
産婦健康診査	—	—	2週間健診 275 1か月健診 273

資料：主要施策の成果について

#### ○乳幼児・子ども医療費助成の拡充

子ども医療費助成の通院部分の対象年齢を、平成27年8月に小学1年生から小学3年生まで拡充、平成29年8月には中学3年生まで拡充し、子ども医療分野におけるセーフティネットの強化に努めました。また、令和元年8月から乳幼児医療費助成の所得制限を撤廃し、全ての家庭が安心して子どもを産み育てられる環境の整備に努めました。

(単位：人)

延べ受診者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳幼児医療費	38,505	37,557	35,290	33,463
子ども医療費	5,767	13,525	21,262	29,790

資料：主要施策の成果について

#### ○「光市教育振興基本計画」の策定（平成30年3月）

平成29年3月に策定した「光市教育大綱」の教育目標の実現に向けて、質の高い教育施策を具体的かつ計画的に推進するための指針を定め、着実な推進を図っています。

## (2) 5年間の取組みの成果と課題

### ア アンケート調査結果（行政と地域の子育て支援についての満足度）から

個々の施策ごとの満足度、重要度の傾向から、基本施策ごとの現状を評価します。

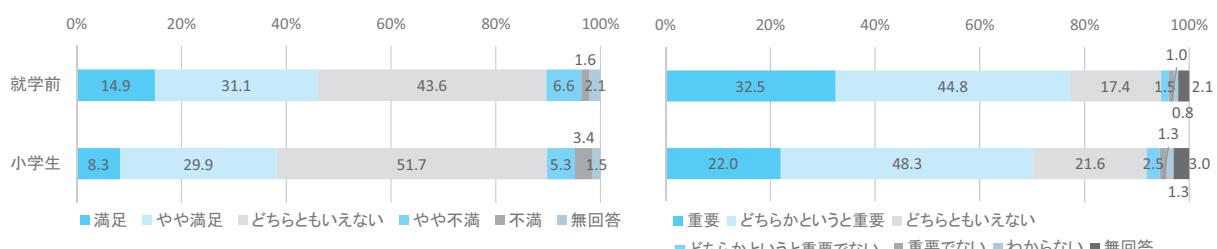
なお、就学前、小学生ごとに得られた満足度の傾向については、双方に大きな違いが認められなかつたため、一体的に評価します。

#### 基本施策1 このまち全体で子どもを育てる意識の醸成

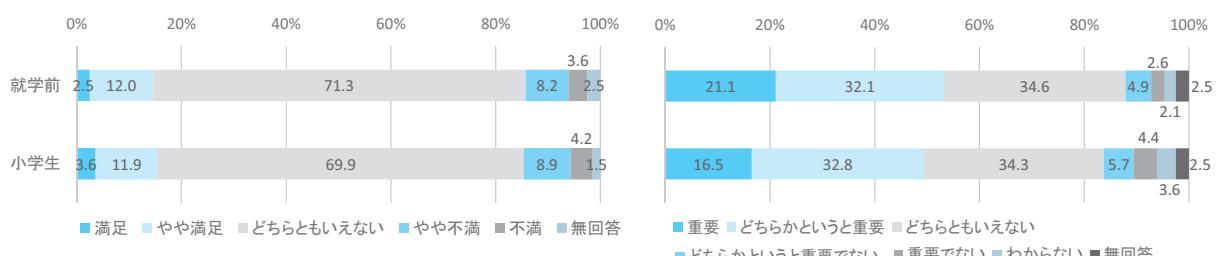
(満足度)

(重要度)

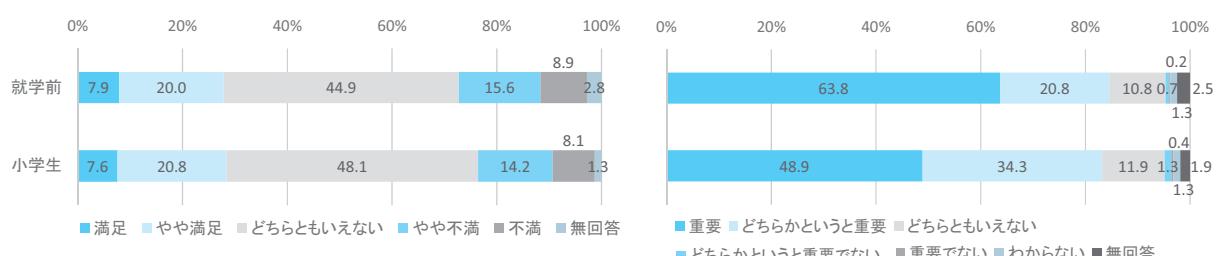
##### 1. 子育て支援に関する総合的な情報提供（情報誌、インターネット等）



##### 2. 育児等への男女共同参画等の意識を高めるための啓発活動



##### 3. 職場での育児休暇の取得など、仕事と子育てが両立しやすい環境整備



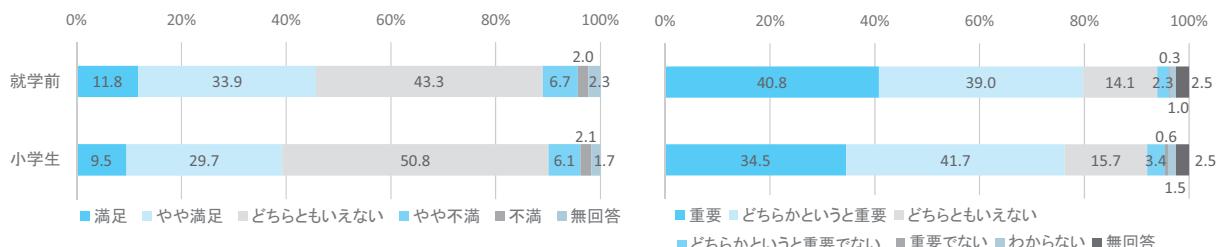
- 「1. 子育て支援に関する総合的な情報提供」に関する満足度（満足+やや満足）が不満足度（不満+やや不満）を大きく上回っており、子育て情報誌の改訂など、様々な工夫によって情報提供が効果的に進んでいることがうかがえます。
- 「2. 育児等への男女共同参画等の意識を高めるための啓発活動」については、満足度の水準が低いため、今後も継続して取り組む必要があります。
- 「3. 職場での育児休暇の取得など、仕事と子育てが両立しやすい環境整備」については、不満足度が高めの状況にあるため、職場での主体的な取組みを後押しし、両立しやすい環境づくりの機運を醸成していく必要があります。

## 基本施策2 溫もりあるコミュニティ、ネットワークによる交流の創出

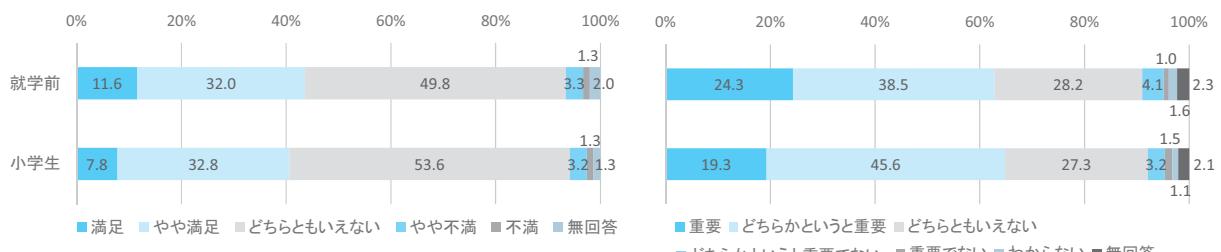
(満足度)

(重要度)

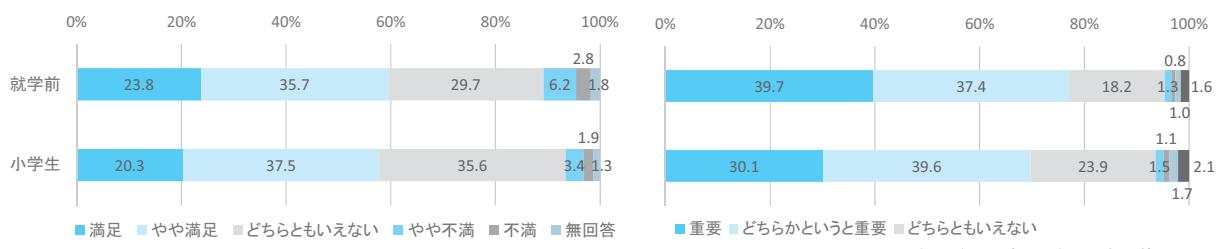
### 1. 子育てに関して学べる場、不安や悩みの相談窓口の充実



### 2. 子育てサークルやボランティア等による地域での支援体制の充実



### 3. チャイベビステーションなどの子育て家庭が交流できる施設の充実



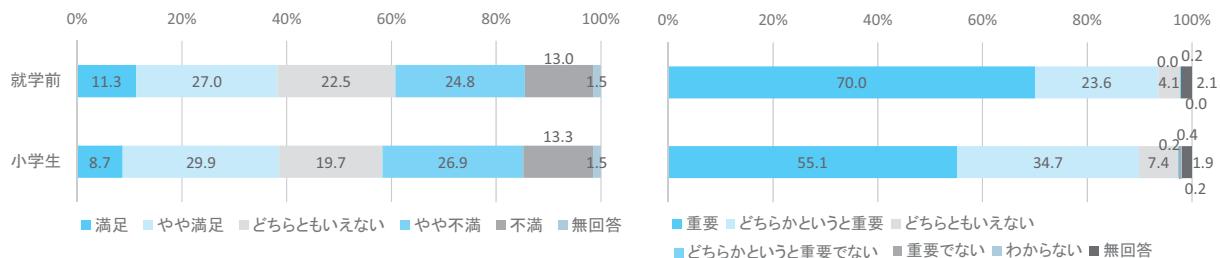
- 「1. 子育てに関して学べる場、不安や悩みの相談窓口の充実」に関する満足度が高く、子どもも相談センターきゅっとを中心とした相談体制が一定の評価を得ていると思われます。
- 「2. 子育てサークルやボランティア等による地域での支援体制の充実」や「3. チャイベビステーションなどの子育て家庭が交流できる施設の充実」に関する満足度が高く、親子の集いの場、ふれあいの場づくりが進んでいることがうかがえます。

### 基本施策3 すべての子どもを巻く子育て・子育ち環境の質の向上

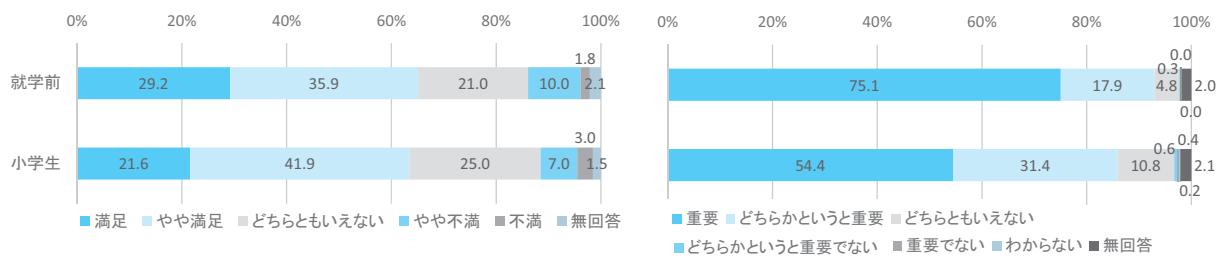
(満足度)

(重要度)

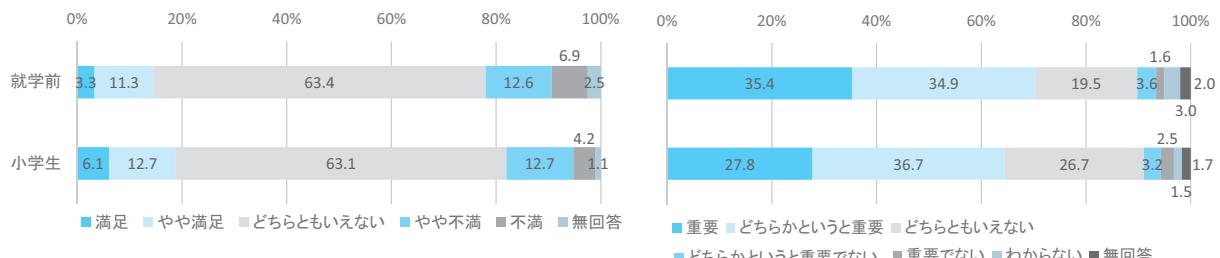
#### 1. 公園や広場など、子どもや親子でのびのび遊べる場所の充実



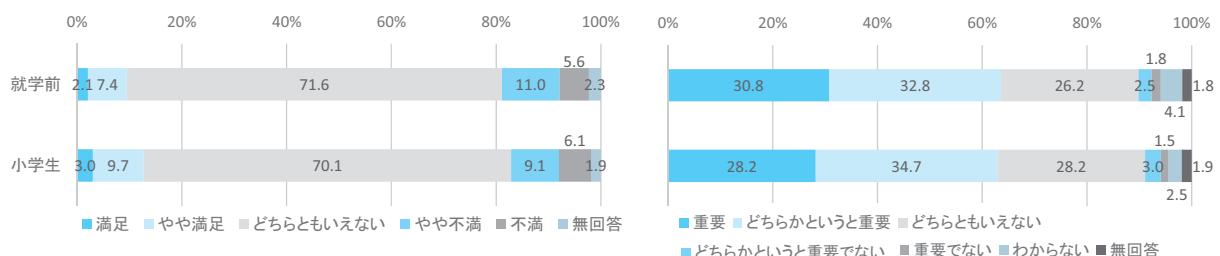
#### 2. 保育所・幼稚園・認定こども園などの施設サービスの充実



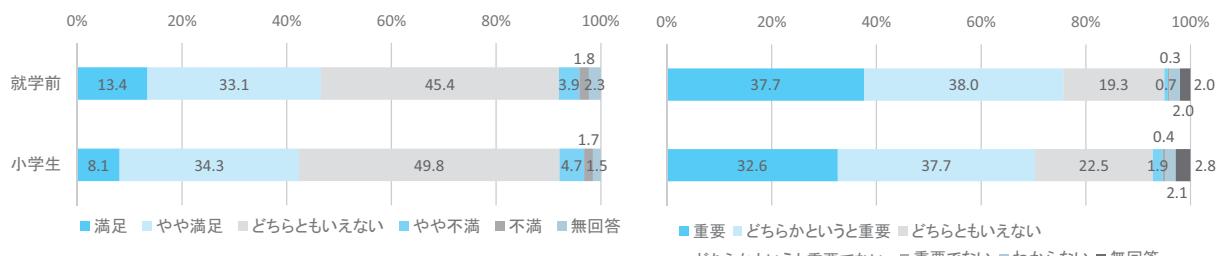
#### 3. ちょっとした用事やリフレッシュのために利用できる一時預かりサービスの充実



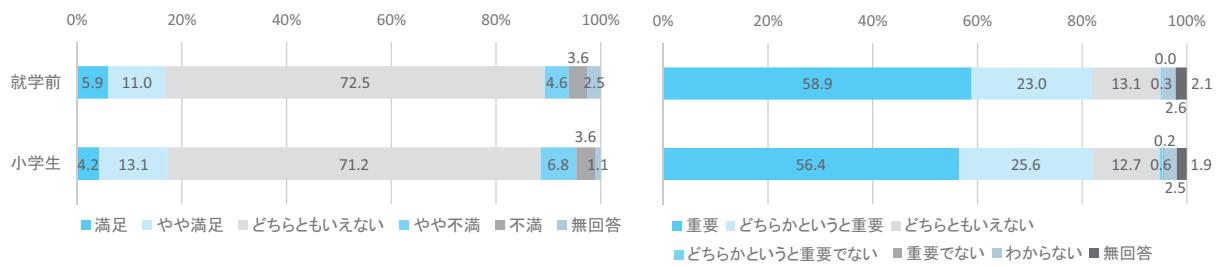
#### 4. 保護者が病気の際や産後に家で子どもの世話をしてもらえる派遣サービスの充実



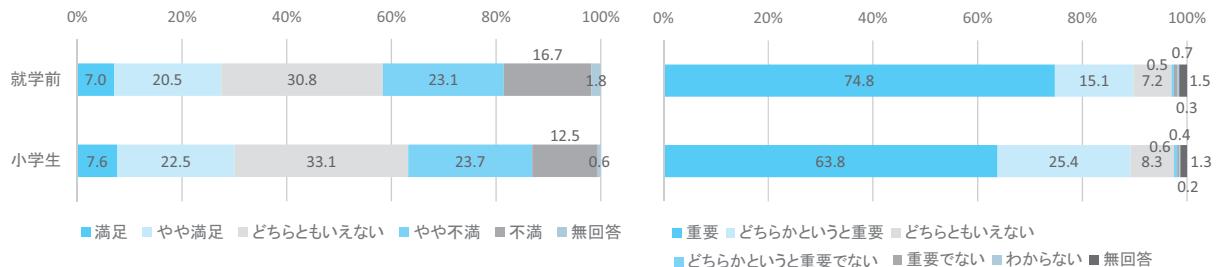
#### 5. 妊娠・出産育児などに関する母子保健対策の充実



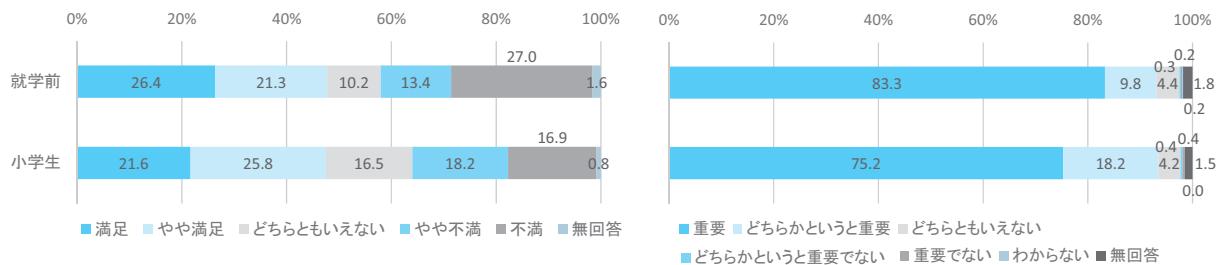
## 6. 児童虐待や育児放棄の予防や早期発見、早期解決に向けた体制づくりの強化



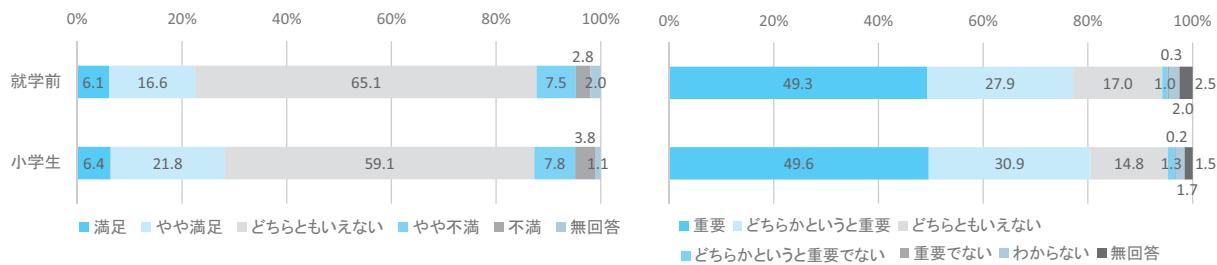
## 7. 児童手当の拡充、税金の軽減など経済的支援の充実



## 8. 子どもの医療費への支援の充実



## 9. 子どもの自立を促す教育の推進



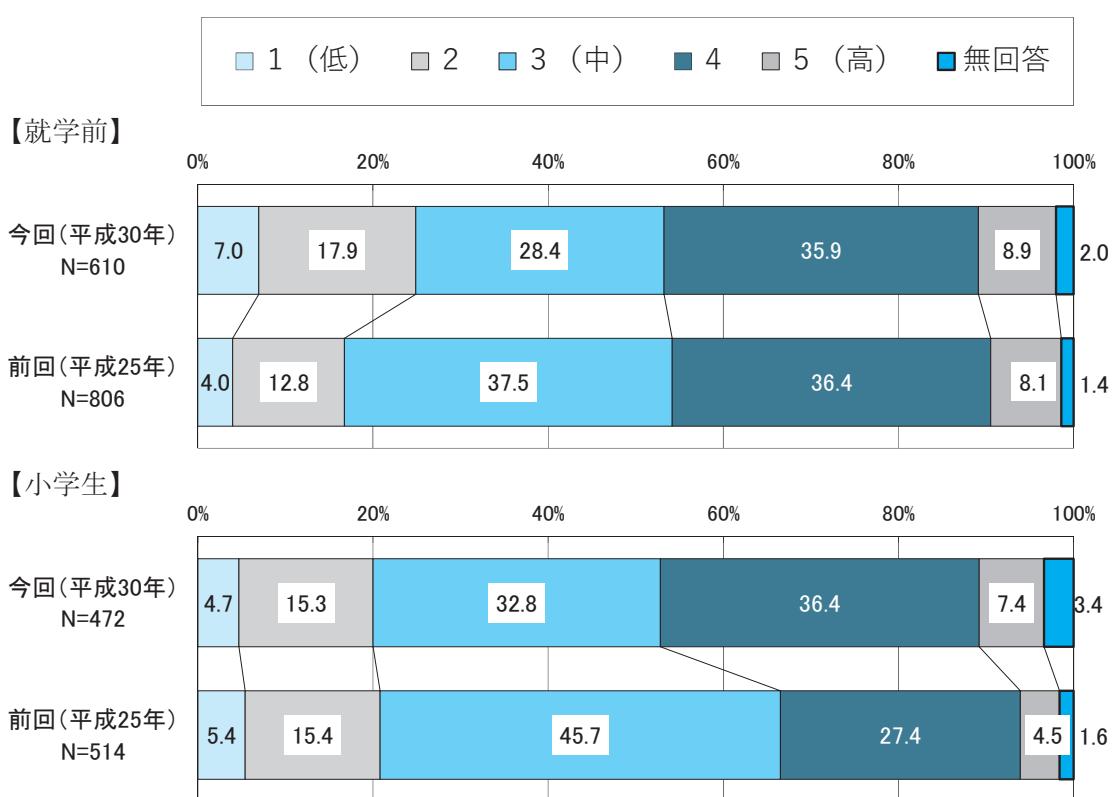
- 「1. 公園や広場など、子どもや親子でのびのび遊べる場所の充実」は重要度が高い一方で、満足度、不満足度がともに高く、評価が二分されていることがわかります。
- 「2. 保育所・幼稚園・認定こども園などの施設サービスの充実」や「5. 妊娠・出産育児などに関する母子保健対策の充実」は満足度、重要度ともに高いため、これまでの取組みを継続・発展していく必要があります。
- 「3. ちょっとした用事やリフレッシュのために利用できる一時預かりサービスの充実」や「4. 保護者が病気の際や産後に家で子どもの世話をしてもらえる派遣サービスの充実」などの満足度が低い状況から、多様なニーズに対応したきめ細やかな事業の提供が求められていることがうかがえます。

- 「6. 児童虐待や育児放棄の予防や早期発見、早期解決に向けた体制づくりの強化」や「9. 子どもの自立を促す教育の推進」は重要度が高い一方、満足度は低い状況となっていることから、さらに取組みを進めるとともに、市民への取組み状況の周知も図る必要があります。
- 「7. 児童手当の拡充、税金の軽減など経済的支援の充実」については、不満を感じている人が一定数あります。「8. 子どもの医療費への支援の充実」については、満足度が高い一方、不満も一定数あります。令和元年度に未就学児の所得制限を撤廃していることから、今後の状況を注視していく必要があります。

#### イ アンケート調査結果（子育て家庭の意識と状況）から

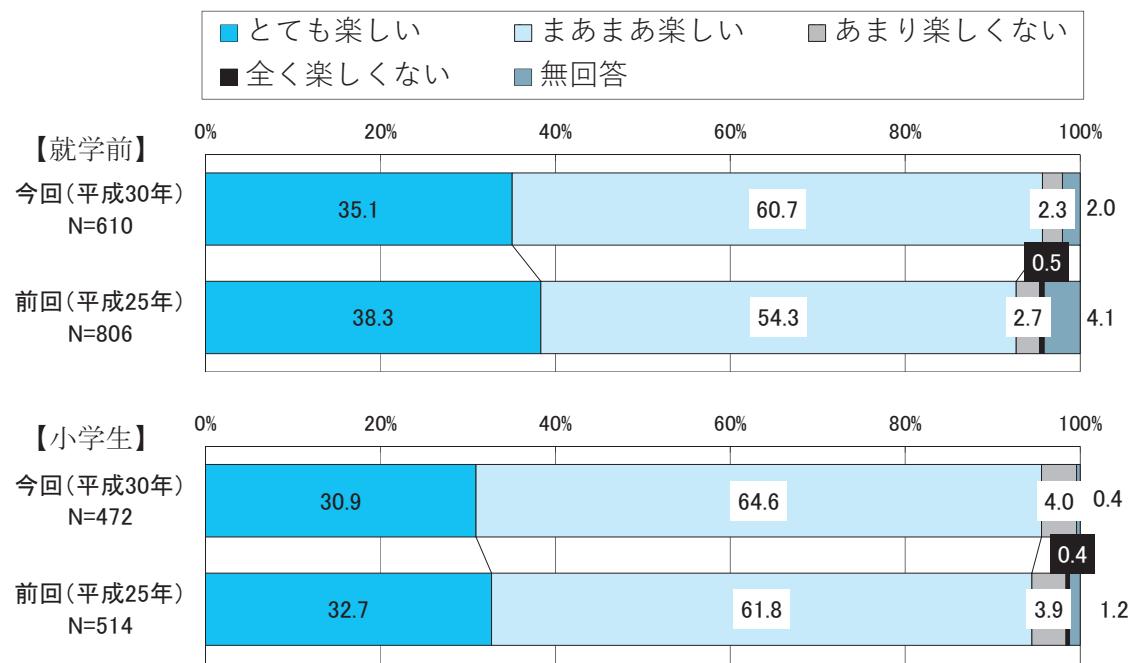
子育て家庭の意識と状況に関する結果から、子育て支援に係る取組み全体を総括的に評価します。

##### （ア）光市における子育ての環境や支援への満足度



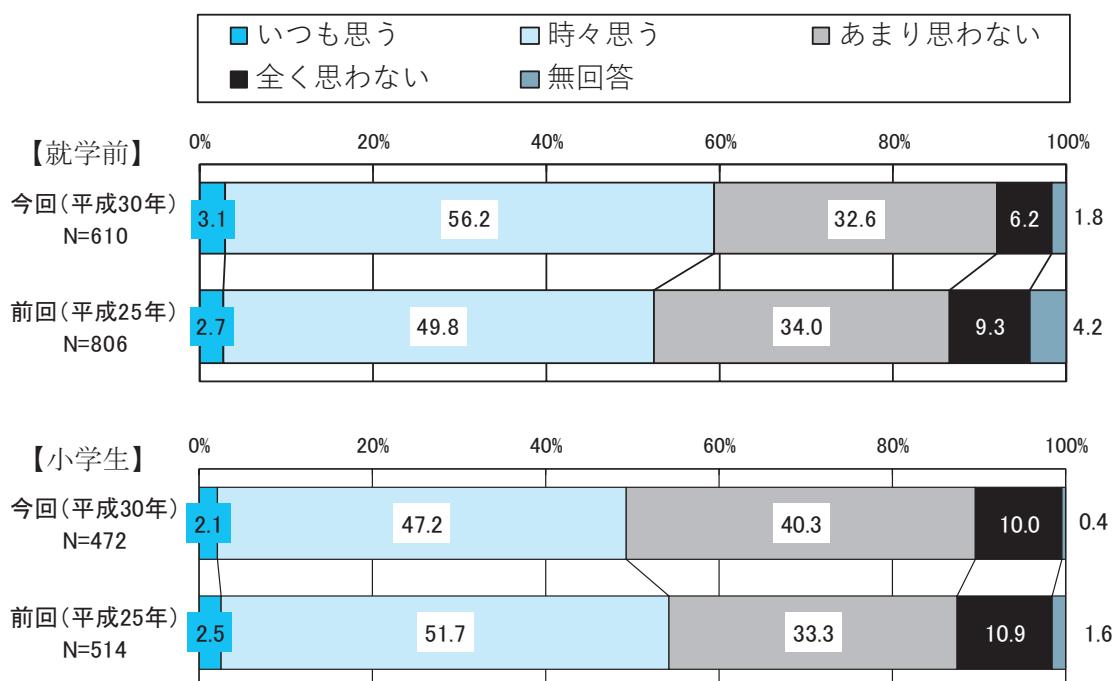
- 平成25年度と比較して、小学生では、満足度（4、5）が大きく伸びている一方で、就学前では、満足度が少し上がっているものの、不満足度（1、2）が大きく伸びています。小学生よりも就学前の方が不満足度が高い「子ども医療費への支援の充実」や幼児教育・保育の無償化などによる効果を見極めるとともに、市民ニーズに沿った支援策を検討していく必要があります。

(イ) 子育ては楽しいか



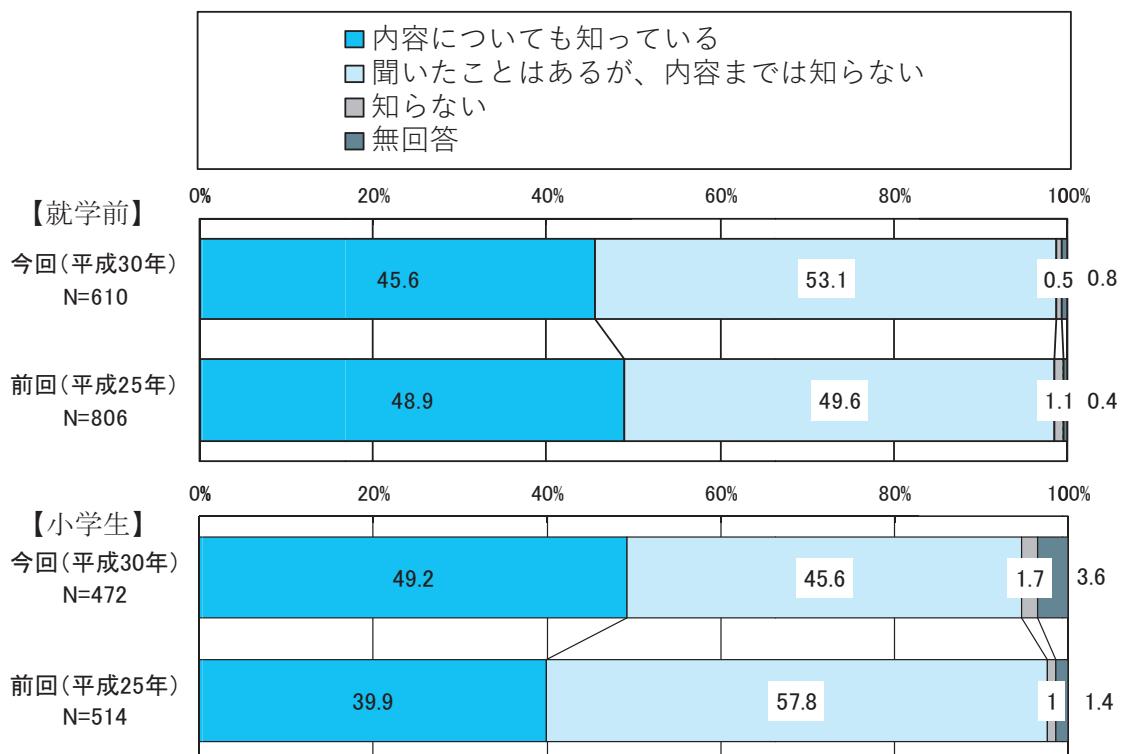
- 「子育ては楽しい」（とても楽しい＋まあまあ楽しい）は、就学前、小学生ともに95%を超える高い水準にあります。子育てを肯定的にとらえ、多くの人が子育てに喜びや生きがいを感じていることがわかります。この傾向を維持できるよう、今後も質の高い子育て支援施策を総合的に展開していくことが必要です。

(ウ) 子育てがつらいと思うことはあるか



- 就学前では、平成25年度よりも「子育てがつらい」（いつも思う+時々思う）と考える人の割合が増加しており、全体的な満足度の低下と関連していることが予想されます。乳幼児を持つ家庭へのサービスの充実を図りながら、総合的かつ効果的に支援を進めていく必要があります。
- 小学生では「子育てがつらい」と思う人が減少傾向にあり、全体的な満足度の向上との相乗効果であることが予想されます。引き続き、「おっぱい都市宣言」の理念に基づいた良質なサービスの提供により、家庭における子育てを支援していくことが求められます。

#### (エ) おっぱい都市宣言の認知度



- 小学生では「おっぱい都市宣言」の認知度が向上しており、様々な取組みを通じて、時間を重ねることにおっぱい育児の理念が浸透している様子がうかがえます。就学前は内容の認知度が低いことから、妊娠期からの啓発を丁寧に行う必要があります。
- 「おっぱい都市宣言」の理念をすべての市民が共有するため、様々な機会をとらえた啓発活動を進めるとともに、地域や企業なども巻き込んだまちぐるみの子育てをさらに推進していく必要があります。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子どもの笑顔は、私たちの心を温かくし、まちを輝かせる原動力となる私たちの大切な宝物です。子どもたちが、ふるさとの自然や歴史・伝統文化に親しみ、学びや遊びの中で心と体を鍛え、たくましく育ち、温かく互いに助け合いながら、「心温かい人」へと成長し、そしてこのまちで受けた恩恵を次の世代へとつなげていくという「幸せのサイクル」の中で、人々が絆を深め、新たなるふれあいを紡いでいく、このようなまちの実現を願い、「おっぱい都市宣言」のまち光市における計画の基本理念を次のように定めます。

#### 計画の基本理念

みつめ だきしめ かたりあう  
～心温かい人が育つまち“ひかり”～



### 2 計画の基本的な視点

「おっぱい都市宣言」のまちとして取り組む「おっぱい育児」は、「おっぱい都市基本構想」にうたっている「育成」、「支援」、「応援」をキーワードに、子どもたち、そして子育ての基本になる保護者や家庭を地域社会全体で支援していくものです。また、子育て家庭へのアンケートや、子育て中の保護者・子育て支援関係者等で構成する光市子ども・子育て審議会での意見を踏まえ、子育て家庭のニーズに応えられるような取組みを計画に盛り込む必要があります。

子育てについての第一義的責任を有するのは親ではありますが、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力していくことが求められます。

本計画では、子育て家庭のニーズや「おっぱい都市宣言」の基本理念を根底に置き、「育成」、「支援」、「応援」の視点に加えて、「子ども」、「親」、「地域」それぞれの目線から大切にしていくことやこれから目指していく取組みの基となる重点的なテーマを3つの基本的な視点として定め、子育て支援を進めていきます。

- 「育成」 温かくすべての子どもを幸せに育成すること
- 「支援」 楽しみながら子育てが出来るように家庭を支援すること
- 「応援」 地域社会が絆を深め、子育てを応援する環境を整えること

### 視点① すべての子どもの生きる力とゆたかな心を育む

- ・ すべての子どもが健やかに成長するためには、成長段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が確保されていることが重要です。子どもが社会で生きていくための力を伸ばし、ゆたかな心で幸せな人生を歩んでいくことができる環境を整えていきます。
- ・ 親や子どもが気軽に集い、親同士、同年齢・異年齢の子ども同士、また大人と子どもなどみんなで楽しみながら交流ができるふれあいの場をつくり、生き生きとした親子を育みます。
- ・ 多様なニーズに対応するため、家庭、教育・保育施設、学校、子育て支援者などが連携して光市の子どもの健全な育成を支える土台をつくり、子どもの養育環境の向上を目指します。
- ・ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や子どもの発達段階に応じた適切な関わりを踏まえ、一人ひとりの子どもを大切にしたきめ細やかな支援を行うことで、子どもの健やかな育ちにつなげます。

### 視点② 次世代を育む親を支える

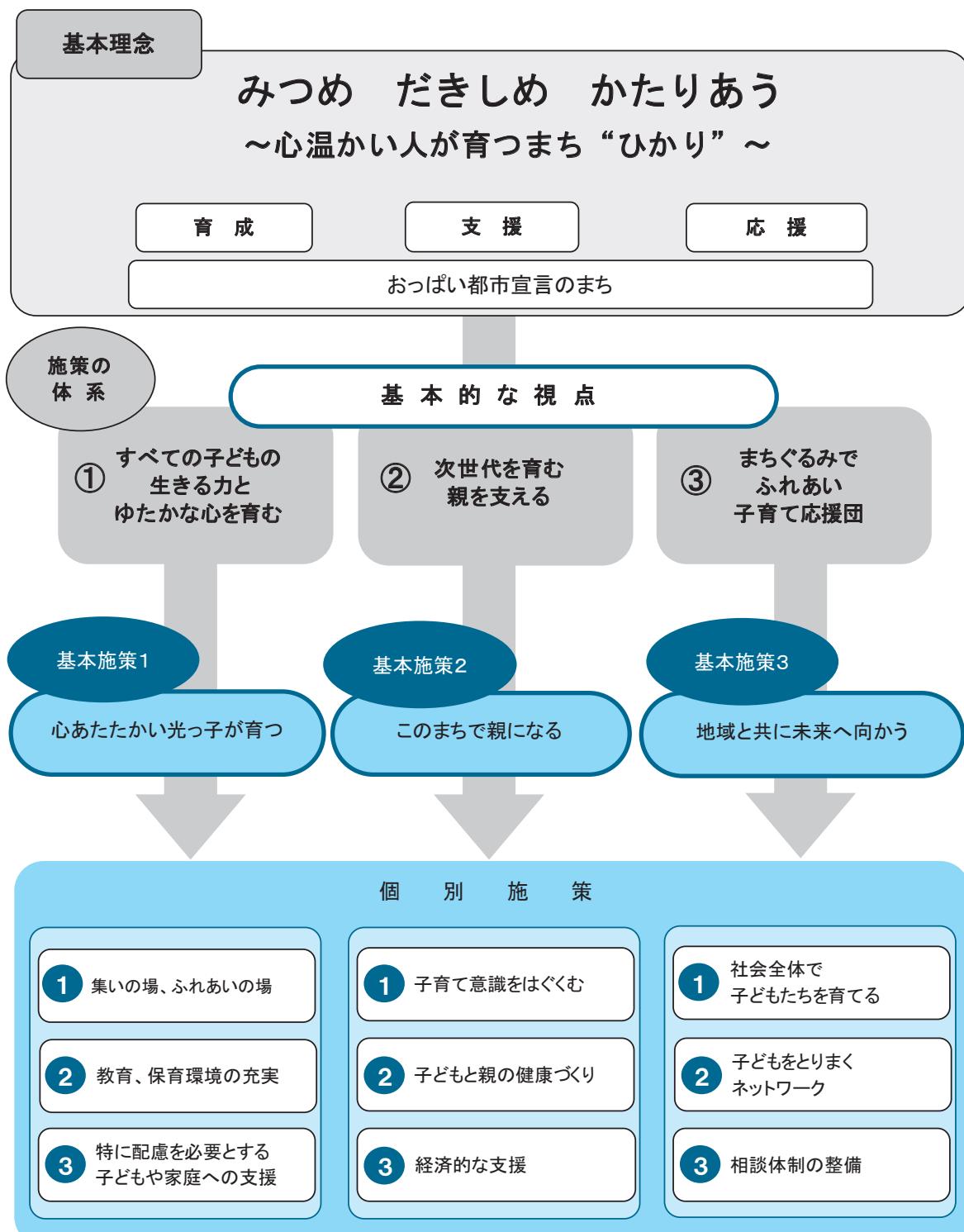
- ・ 子育ては、親としての責任を負い、責任を果たしていく負担感や不安感が伴うものでもあります、子どもが生まれたら、親もすぐに一人前の親になるわけではありません。子育てを通じて色々な人と関わり合いながら、経験を積むことで成長していきます。子どもには、一人ひとり個性があり、子育てのあり方も変わります。親も、子育て1年生ととらえて、親になっていくことで生まれる責任や、喜び、不安、尊さを感じながらも、子育てを楽しめるように、一人ひとりを支援していきます。
- ・ 子どもたちが様々な人との関わりや体験を通して大人になったときに、子どもを生み育てるなどを肯定的にとらえ、希望を持つことができるという意識を醸成します。
- ・ 安心して子どもを生み育てることができ、子育てが楽しいと実感できるように、子育ての不安を軽減するための子育て情報の提供や、親と子が心身共に健康に過ごせる環境づくりに取り組みます。

### 視点③ まちぐるみでふれあい子育て応援団

- ・ 子どもと親を孤立させず、まちぐるみで見守りながら、ふれあいの子育て「おっぱい育児」を推進し、市民全員が子育て応援団の一員として子育て家庭に寄り添い、未来への希望である子どもたちの健やかな成長につながるような取組みを進めます。
- ・ 家庭での養育力の低下や児童虐待の増加、地域のつながりの希薄化などを親や地域の責任、問題にしてしまうのではなく、今の状況を容認した上で、子どもの育ちや子育てに対してできることを社会全体で考えていきます。
- ・ 妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくために、子どもに関わる全てがつながり、子育ての不安や悩みの相談はもとより、地域全体で見守り・応援・連携が行える体制を整え、安全・安心に子育てができるネットワークをつくります。

### 3 施策の体系

基本理念に基づく子ども・子育て支援施策について、以下のとおり、3つの基本的な視点からなる体系に整理します。



## 第4章 重点的な取組み

計画の基本理念「みつめ だきしめ かたりあう ～心温かい人が育つまち“ひかり”～」の実現に向けた取組みを計画的に推進していく中で、アンケート調査結果における保護者ニーズや社会情勢等を勘案し、この5年間においては、次の3点について重点的に取り組みます。

### 1 幼児教育・保育の量的確保と質の維持・向上

#### (1) 取組みの方向性

少子高齢化が進む中、本市の児童数は減少傾向で推移しており、幼稚園や保育所の在籍児童数は全体としては減少傾向にありますが、3歳未満児の在籍児童数は増加傾向にあります。今後も数年は3歳未満児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に、3歳未満児の定員の確保を図り、子どもの養育環境を整えていきます。

また、「保育所・幼稚園・認定こども園などの施設サービスの充実」の満足度が高い状況を維持していくために、保育士、幼稚園教諭等を確保し、研修を適切に行いながら、幼児教育・保育の質の維持・向上に努めます。

#### (2) 主な事業例

- 幼児教育・保育施設の施設整備等による3歳未満児の受入れ先の確保
- 保育士等就労促進給付金事業等による保育士等の確保
- 保育士・幼稚園教諭の人材育成のための研修会等の充実

### 2 乳幼児期の支援の強化

#### (1) 取組みの方向性

就学前の保護者の「子育て環境や支援への満足度」が低く、子育てをつらいと思う人が小学生の保護者よりも多い状況となっています。また、身近に支援してもらえる人がいない家庭が10%程度みられ、支援を要する家庭と推測されます。産後うつや児童虐待等の予防のために、子育ての負担が大きい時期や状況を考慮しながら、保護者の休息の時間や気軽に相談できる場を確保することで、子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、安心して、また喜びや楽しさを感じながら子ども達が育ち、子育てができるような支援を進めています。

#### (2) 主な事業例

- 妊娠健康診査による心身の不調の早期発見と産後ケア事業等によるその後の支援の強化
- 「子ども相談センターきゅっと」を中心とした相談体制の強化
- 子育て支援センターや保育所、幼稚園等による子育て支援の「わ」事業の利用促進
- 子育てサークル等の育成と支援

### 3 地域コミュニティによる子どもの育ちの支援

#### (1) 取組みの方向性

核家族化の進展や共働き家庭の増加等に伴い、子どもを取り巻く地域のつながりが薄れてきているといわれる中、本市では、学校を中心に、地域と一体となって子どもを育む環境づくりに取り組む機運が高まっており、様々な活動を地域とともにを行っています。この機運をさらに高め、継続的な取組みとするためには、幼保小連携や小中一貫教育の取組みのキーワードである「つながり」を地域に広げ、多様な世代の参加を促し、子どもへの多様な関わりが増えていくような活動を進めていくことが必要となります。

#### (2) 主な事業例

- 小・中学校が連携した地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進
- 家庭教育支援推進事業等による学校・家庭・地域が連携した子育て支援の実施
- 放課後子ども教室の充実
- 多様な世代が参加しやすい地域コミュニティ活動・行事の推進



## 第5章 施策の総合的な展開

### 基本施策1 心あたたかい光っ子が育つ

未来の担い手となる子どもたちは、まちの「宝」です。本市で育まれるすべての子どもたちが、ゆたかな心で幸せな人生を歩んでいけるよう、子どもの育ちを様々な側面から支える取組みを通じて、心あたたかく豊かな人間性と郷土愛を備えた「光っ子」の育成を目指します。

#### 【評価指標】

指標名	近況値	目標値（R 6）
①子育てに関する講座・イベント等への参加者数	10,943人	12,000人以上
②地域の子育て支援拠点年間利用者数	17,642人	17,000人以上
③保育所等における待機児童数	0人	0人
④放課後児童クラブ（サンホーム）における待機児童数	0人	0人
⑤「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合	小学校 87.0% 中学校 86.1%	90.0%
⑥光っ子サポーターによる指導・支援人数	336人	340人

※近況値出典【年度】：①②③子ども家庭課【H30】 ④文化・社会教育課【H30】 ⑤全国学力・学習状況調査【H30】

⑥学校教育課【H30】

### 個別施策1 集いの場、ふれあいの場

#### ア 現状と課題

本市では、子育て支援センターや子育て支援の「わ」事業、放課後子ども教室の実施等により、子育て中の親子や地域住民と子どもの交流の場を提供するとともに、子育て中の親子の自発的な交流の場としての子育てサークルの育成や支援などに取り組んでいます。

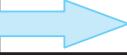
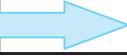
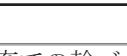
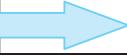
一方、少子化や共働き家庭の増加、地域社会でのつながりの希薄化等により、子ども同士の交流はもとより、地域社会の輪の中で子育てをする機会が減少していることから、子育て中の親が家庭内で孤立し、育児に対する不安感や負担感が増大していることは現代社会における課題となっています。

アンケート調査においても、安心して子育てするための地域での取組みとして、子育て中の親子が集える場や遊べる場の確保に関するニーズが高く、親や子どもが気軽に集え、親子で楽しめる場や、親同士、同年齢・異年齢の子ども同士、また、大人と子どもなどが気軽に交流できるふれあいの場の提供や仕組みをつくり、子育て家庭の孤立を防ぐ取組みが必要となっています。

#### イ 施策の方向性

- 子育て家庭の孤立等を防ぐために、子育て中の親子が気軽に訪れられ、親同士、子ども同士、地域の方との交流により情報交換や相談などが行える、集いの場、ふれあいの場づくりを進めます。

○施策・事業の展開例

事業名	子育て支援センター チャイベビステーション					
内 容	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気軽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
	子ども家庭課					
事業名	子育てサークル等の育成と支援					
内 容	プレママ（母親教室）等により、子育てサークルの育成を行うとともに、活動の活性化に向けた各種支援を展開、さらには、サークル間の交流を促進します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
	子ども家庭課、健康増進課					
事業名	子育て支援の「わ」事業					
内 容	保育所・幼稚園等を地域における子育て支援の核と位置づけ、園庭開放や地域住民との交流、さらには、身近に相談できる場所としての機能を整備し、子育て支援の「わ」を地域に広げます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
	子ども家庭課					
事業名	子育て輪づくり運動事業					
内 容	市内全体及び地域単位で母子保健推進員が子育ての輪づくり運動を展開し、子育て家庭の交流や地域の人とのつながりを深め、地域での子育てを進めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
	健康増進課					
事業名	児童館					
内 容	児童や乳幼児親子を対象に児童館を開所し、児童の健全な遊びの提供や子育て家庭の交流を図ります。また、ものづくり拠点施設として、ものづくり図書の充実や、ものづくり体験講座等を展開します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
	子ども家庭課					
事業名	放課後子ども教室					
内 容	地域ボランティアの参画を得ながら、学習、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちの社会性、自主性、創造性など豊かな人間性を育みます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
	文化・社会教育課					
事業名	子ども会					
内 容	子どもたちのリーダー育成研修や野外体験活動等を通じて、青少年の健全育成を図るとともに、教育キャンプや子ども会大会を開催します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
	文化・社会教育課					
事業名	周防の森ロッジ					
内 容	青少年の集団宿泊訓練や野外活動等を通じて、心身の健全な育成を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
	文化・社会教育課					

事業名	地域コミュニティ活動の充実					
内 容	各地域で展開されるコミュニティ活動・行事に子どもから大人までの多様な世代が参加しやすい環境づくりを進め、地域への愛着やつながりを深めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	➡ 地域づくり推進課					

事業名	コミュニティセンター					
内 容	子育てサークルや親子で気軽に利用できる場を提供し、集いやふれあいの場づくりを進めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	➡ 地域づくり推進課					

### コラム 子どもの育ちを支える地域コミュニティ活動

心豊かな青少年を育成することを目指し、各地域では、楽しいだけではなく、忍耐力や自主性、協調性などを養えるよう工夫された魅力ある地域活動が行われ、多くの地域の大人と子どもが参加しています。次世代の担い手である子どもたちが、のびのびと健やかに成長するようにとの願いが込められています。



## 個別施策2 教育、保育環境の充実

### ア 現状と課題

#### 【幼児期の教育・保育事業】

核家族化の進行や勤務時間帯の多様化など、幼児期の教育・保育を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、未就学児については、幼稚園や保育所などの平日の施設での教育・保育だけでなく、休日保育や一時預かり事業、病児保育事業などの特別保育事業の実施など、家庭の実情に即した多様できめ細やかな事業の提供が求められています。

国においては、幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から3～5歳のすべての子ども等を対象に、幼児教育・保育の無償化に取り組んでいます。光市においても、国の制度に沿った無償化に加え、0～2歳児に対する独自の保育料軽減を継続実施するとともに、すべての子どもに幼児教育・保育の機会を提供できる体制の確保、保育需要の高まりに対応できるよう教育・保育を一体的に提供する認定こども園への移行希望施設に対する支援が必要となります。

一方、人口減少に伴う将来的な保育需要の減少を見据えた対応も検討する必要があることから、平成26年3月に策定した「公立幼保施設のあり方に関する基本的な方針について」に基づき、市全体における幼児教育・保育の量的な補完機能である公立幼保施設について、量的な調整を行う役割を担いながらも、保育需要が減少した際に市全体の提供体制が適切な規模となるよう、定員削減、施設の集約、民間活力の導入など様々な手法を検討しなければなりません。

#### 【学校での教育】

小学校及び中学校は、児童生徒の基本的な資質や学力を養うとともに、やさしさや協調性などの豊かな人間性を育む「学びと育ちの拠点」として重要な役割を担っています。

本市では、光スタンダード（授業展開モデル）による特色ある学校授業の展開をはじめ、コミュニティ・スクールや全市立小・中学校における連携・協働を基盤とした小中一貫教育の取組みなど、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた、「生きる力」を育む質の高い学校教育を推進しています。

また、多様な学びの場となる部活動においては、国や県の指針に則り、休養日等の設定を行うなど、バランスのとれた学校生活を送り、心身の成長を促していくよう取組みを進めているほか、長期休業中や放課後等を利用した学習支援など、各学校の自主的な取組みを推進しています。

一方、グローバル化やインターネットの普及等に伴う高度情報化社会の進展など、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化する中、複雑化、多様化する教育課題に的確に対応し、子どもの「学び」や「育ち」を担保するための取組みがより一層求められています。

#### 【放課後における児童の支援】

放課後児童クラブ（サンホーム）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を預かり、児童が基本的な生活習慣や異年齢児童との交わりを通じた社会性の習得を図る

ことで、子どもの健全な育成を図る役割を担っています。共働き家庭の増加や核家族化が進む中、放課後児童クラブ（サンホーム）に対する利用ニーズ等も高まっており、多様できめ細やかな保育サービスの提供が求められています。

### 【安全・安心な環境の整備】

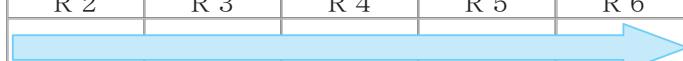
子どもが安全に生活するには、園舎や校舎、園庭や校庭の遊具などのハード面での安全管理が重要であることから、公立保育所、公立幼稚園、市立小・中学校の耐震化を完了させるとともに、遊具の点検を定期的に実施しています。公立施設については設置後数十年を経過していることから、適切な維持管理に努める必要があります。また、災害発生時に備え、各施設で定める災害対応マニュアルに基づく避難訓練を継続的に実施するとともに、通学時の安全を確保できるよう、通学路の安全点検、安全教育・指導等をさらに推進する必要があります。

今後は学校施設の安全性・快適性を確保するための教育環境の整備に取り組んでいく必要があるほか、子どもや家族が安全で安心して遊べる場所を確保するために、公園等の整備や適切な維持管理など、子どもの遊び場の充実が求められています。

### イ 施策の方向性

- 幼児期の教育・保育の必要量を確保するとともに、一時預かり事業、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、多様なニーズに対応したきめ細やかな事業の提供、充実に努めます。
- 放課後児童クラブ（サンホーム）は、引き続き延長保育を19時まで実施するとともに、配慮を要する児童への対応を含めた支援員等への研修の充実や人材確保を図ります。また、放課後子ども教室との一体的な実施や連携を推進します。
- 幼児期の教育・保育を一体的に提供する認定こども園への移行希望がある施設への対応と支援を行います。
- 未来の担い手である子どもたちの「生きる力」を育むため、教育内容の充実を図りながら、一人ひとりの個性や特性を重視した特色ある学校教育を推進します。
- 今後の人口減少を見据え、市全体の提供体制を適正な規模とするため、公立幼保施設の定員削減、施設の集約、民間活力の導入など様々な手法を検討します。
- 学校生活の安全性・快適性を確保するため、災害への対応を想定した訓練、通学路の安全点検や安全教育・指導の推進、トイレの洋式化等の改修工事や空調（冷暖房）設備の整備などに努めます。
- 子どもや家族がのびのびと身近な場所で安心して遊べるよう、公園等が活用される取り組みを進めます。

○施策・事業の展開例

事業名	保育事業					
内 容	保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において子どもを保育できない場合に保護者にかわって保育します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					
事業名	幼児期の教育の推進					
内 容	子どもの自発性や社会性、自立心、創造力などのめばえとなる豊かな経験が得られるよう教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの個性に応じた適切な教育を推進します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課、学校教育課					
事業名	幼児教育・保育の無償化					
内 容	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）、障害児通所支援の利用料を無償化し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。 対象：3～5歳（住民税非課税世帯は0～2歳も対象）					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課、福祉総務課					
事業名	施設型給付費等の給付					
内 容	子ども・子育て支援新制度に移行した特定教育・保育施設等の利用に対し施設型給付費を給付し、必要な教育・保育が受けられるようにします。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					
事業名	延長保育					
内 容	就業形態の多様化に対応するため、開所時間を延長して子どもを保育するとともに、保護者の都合による保育短時間認定の子どもの保育時間の延長にも対応します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					
事業名	幼稚園預かり保育事業及び幼稚園型一時預かり事業					
内 容	私立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に在園児を預かり、教育活動を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					
事業名	一時預かり事業					
内 容	保護者の都合で保育ができない場合、一時的に子どもを保育します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					
事業名	休日保育					
内 容	日曜日や祝日に保護者が勤務などで、家庭における保育ができない子どもを保育します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					

事業名	病児保育					
内 容	病中または病気回復期のため集団保育や教育が困難で保護者の就労などにより家庭で保育を行うことができない家庭の児童を対象に、病院に併設された専用スペースで一時的に保育します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						子ども家庭課
事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）					
内 容	保護者の就労や疾病等で家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを預かります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						子ども家庭課
事業名	ファミリー・サポート・センター					
内 容	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						子ども家庭課
事業名	保育士等就労促進給付金事業					
内 容	教育・保育環境の基盤整備の1つとして、保育士等（保育士、幼稚園教諭）の確保及び市内への定住促進を図ることを目的に、市内の私立園（保育所・幼稚園・認定こども園）に就職した保育士等に対し給付金を支給します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	検討					子ども家庭課
事業名	放課後児童クラブ（サンホーム）					
内 容	保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						文化・社会教育課
事業名	総合学習推進					
内 容	外部講師や地域の関係団体等の協力を得て体験活動を行うなど、特色ある体験活動を通して、児童生徒が主体的に活動し、自ら考え、表現する力を育みます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						学校教育課
事業名	イングリッシュプラン光事業					
内 容	小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育のカリキュラム開発・実践を通して、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						学校教育課
事業名	海外派遣事業					
内 容	生徒が外国でのホームステイによる生活体験を通して交流を深めるとともに、生活、習慣、文化、語学等幅広い知識を身につけることにより、国際感覚の育成を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						教育総務課

事業名	キャリア教育の推進					
内 容	夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲・態度や人間関係をつくる力、将来を見通す力、情報を選択・活用する力、自分の意思で決める力などの能力を育成します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
学校教育課、商工観光課						
事業名	小中学校図書指導員配置					
内 容	学校図書館の整理・本の補修をはじめ、本の検索、台帳の確認、新刊購入の相談、本の紹介等、学校における読書活動の支援を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
教育総務課						
事業名	子どもの読書活動推進事業					
内 容	「第3次光市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもが自主的に読書に親しめる環境の整備・充実、子どもが読書に親しむ機会の提供・充実、子どもと本をつなぐ人の育成・支援、子どもの読書活動における推進体制の確立を図り、子どもの読書活動を推進します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
図書館						
事業名	ブックスタート事業					
内 容	「おっぱい都市宣言」のまちとして、子どもの誕生を祝い、乳児（生後2か月以降）に絵本を配布することで、幼い時から本に親しみ読書の楽しさを親子に伝えるとともに、読書を通じて親子のふれあいを深め、子どもの健全な成長を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
図書館、子ども家庭課、健康増進課						
事業名	子育て講座					
内 容	家庭の教育力の向上を図るため、就学時健診や参観日等、多くの保護者が集まる機会を活用して、家庭教育について学習する場を提供します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
文化・社会教育課						
事業名	家庭教育支援推進事業					
内 容	学校・家庭・地域が連携し、身近な地域において家庭教育支援チームを設置するなど、保護者が安心して家庭教育を行えるように講座やサロン等を実施します。また、保護者向けリーフレット等の活用により、家庭教育に関する意識啓発に努めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
文化・社会教育課						
事業名	私学振興対策事業					
内 容	私立高校の教育振興に対する補助及び施設整備のための借入金への利子補給などの助成を行うことにより、私学振興を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
教育総務課						
事業名	公立幼保施設の再編					
内 容	公立幼保施設のあり方に関する基本的な方針に基づき、再編について検討を進めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
子ども家庭課						

事業名	子どもの遊び場となる公園等の安全確保					
内 容	子どもや家族をはじめ誰もが利用しやすく安心して遊べるよう、公園等の美化や施設点検等を進めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 都市政策課

## コラム イングリッシュプラン光事業

本市では、「ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人」づくりを進めており、平成30年4月からは、学習指導要領に定められた内容や授業の時数を先行して確保した「イングリッシュプラン光」事業を展開しています。

この事業では、小・中学校のつながりを活かして、グローバル化の進展に対応した英語学習を実現することや、英語を使ったコミュニケーション能力を育てていくことを目的に、小学校低学年からの英語教育の導入や、小学校3・4年生の外国語活動と小学校5・6年生の外国語授業の全てでALT（外国語指導助手）を活用した授業の実施、長期休業を活用した英語体験型ワークショップの開催など、先進的な取組みを展開しています。



## コラム ブックスタート事業

「おっぽい都市宣言」のまちとして、子どもの誕生を祝い、乳児（生後2か月以降）に絵本を配布しています。幼い時から本に親しみ、読書の楽しさを親子に伝えるとともに、読書を通じて親子のふれあいを深め、子どもの健全な成長を図ります。

「絵本を読んで、お母さんと赤ちゃん、ともに心安らぐ時間を」との願いを込めて、母子保健推進員が各家庭を訪問し、絵本を届けています。



### 個別施策3 特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援

#### ア 現状と課題

##### 【要保護児童等への支援】

平成30年度より、「光市子ども相談センターきゅつと」を児童福祉法に規定される「子ども家庭総合支援拠点」に位置付け、子育て世代包括支援センターと家庭児童相談機能を兼ね備えたソーシャルワークを中心とした機能を担う総合相談窓口として、妊娠期からの切れ目のない支援を継続して実施しています。

本市においても、子育て家庭を取り巻く課題は複雑に絡み合っており、容易に解決できる問題は少なく、親の養育能力、精神疾患、養育環境による課題等から、長期にわたり支援が必要な家庭が増加しています。また、不登校児童が増加しており、その背景には家庭環境に問題を抱えている子どもも多く、子どもの問題のみならず、家庭の問題の解決や家族への支援が必要なケースも多くあることから、今後も関係機関との連携が不可欠かつ重要となっています。

児童虐待防止については、児童虐待に至る前の「気になるレベル」で支援を開始していくことが重要であり、本市では、「要保護児童対策地域協議会」を中心として、特に発見の可能性が高い、幼稚園や保育所、学校、医療機関などとの連携を深め、未然防止を最優先として虐待の防止に努めています。

今後は、関係機関はもとより、地域の人たちが小さな異変にも気付く取組みを進め、児童虐待の未然防止、早期発見、児童相談所との連携を含めた早期対応、さらに虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制が必要です。

##### 【ひとり親家庭への支援】

ひとり親家庭は、子育てに加え生計の担い手となることが多く、子どもの養育や経済面の不安など、様々な問題を抱えることが少なくありません。

本市では、母子・父子自立支援員を中心として、それぞれの家庭に応じた相談やサービスの提供、自立に向けた支援などを実施しています。

ひとり親家庭の自立促進と、ひとり親家庭の親子が安心して生活できるよう、引き続き、子育てや生活に対する支援制度の充実が求められています。

##### 【障害のある子どもへの支援】

本市では、障害のある子どもの早期発見、早期療育を推進するため、保健・福祉・教育の関係機関が連携し、乳幼児期からの早期発見による個別の相談やレスパイトサービスによる家族支援を行うとともに、小・中学校へ光っ子サポーターを配置し、特別な配慮を要する児童生徒へ支援を行うほか、共生社会の実現に向けた「インクルーシブ教育」に関する仕組みの構築など、きめ細やかな支援に取り組んでいます。

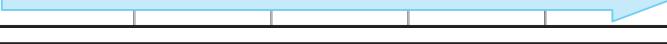
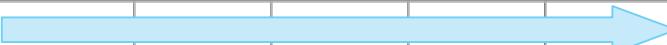
一方、発達の遅れや障害のある子どもたちが、住み慣れた地域で健やかに成長し、安定した社会生活を送るために、それぞれの発達段階において、専門的な医療や障害の特性に応じた支援や教育などに加え、障害のある子どもたちやその家庭を、社会全体で温かく見守り、

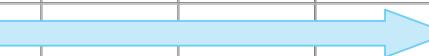
支えていく環境の整備に引き続き取り組む必要があります。

#### イ 施策の方向性

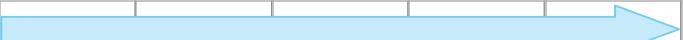
- 要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関との連携を密に図り、虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- 地域による見守り体制を整え、虐待の未然防止、早期発見を図ります。
- ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、就業などの自立支援や経済的な支援を実施します。
- 障害のある子どもたちが住み慣れた地域で安心して生活していくため、一人ひとりに応じた教育や相談、サービス供給など総合的な支援体制の充実に努めます。

#### ○施策・事業の展開例

事業名	要保護児童対策地域協議会					
内 容	子ども虐待予防や早期発見・早期対応を目的として、関係者の意見交換や情報共有など連携体制を進めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					
事業名	児童虐待対策強化					
内 容	多様化する子育て家庭での問題や児童虐待に対応できるように、講演会や研修により、支援者等の専門性の高い知識・実務の習得を図るほか、虐待防止の啓発に努めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					
事業名	ひかり子育て見守りネットワーク事業					
内 容	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育力の向上を目的とし、ひかり子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成を行うなど、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークを構築します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					
事業名	相談体制の充実					
内 容	様々な相談に対応するため、母子保健部門や教育部門、児童相談所等との連携を進め、相談体制の充実を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課、健康増進課、学校教育課					
事業名	DV等相談体制の充実					
内 容	配偶者からの暴力に対する相談を受けるとともに、必要に応じて、適切な関係機関との連絡調整等を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 福祉総務課					

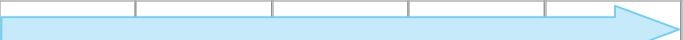
事業名	スクールライフ支援員					
内 容	不登校や集団不適応児童生徒の社会的自立を図り、相談・適応指導を適切に行うためスクールライフ支援員を学校や家庭へ派遣します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	学校教育課					
事業名	不登校未然防止事業					
内 容	不登校の兆候が現れた段階で、専門家等を交えたケース会議や社会福祉士の学校派遣を行い、不登校の未然防止、早期対応に努めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	学校教育課					
事業名	不登校自立支援事業					
内 容	不登校や学校生活に個別問題を抱える児童生徒に対し、誰かが関わりを持ち続け、子どもや家庭が孤立しないよう、学校外の学びや体験の場を提供するとともに、保護者も含めた包括的な支援を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	学校教育課					
事業名	心療カウンセラー派遣事業					
内 容	児童生徒の心の問題に関して「臨床心理士」を学校に派遣し、児童生徒の問題行動や不登校等の解決及び健全育成を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	学校教育課					
事業名	母子家庭・父子家庭自立支援給付金					
内 容	就業に有利となる資格の取得などについて、給付金を支給し、就業支援を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					
事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付					
内 容	ひとり親家庭の経済的自立・生活意欲の向上と児童福祉の増進を目的として、用途に応じた各種資金の貸付を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					
事業名	児童扶養手当					
内 容	離婚、死別、障害等により、母子・父子等で児童を養育している家庭に対し、生活の安定と自立の促進、児童福祉の向上を目的として児童扶養手当を支給します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					
事業名	新母子家庭見舞金					
内 容	死別により母子家庭となった義務教育修了前の児童を養育する保護者に見舞金を支給します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					

事業名	ひとり親家庭医療費助成					
内 容	ひとり親家庭への医療費を助成し、生活の安定と親子の福祉の向上を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					

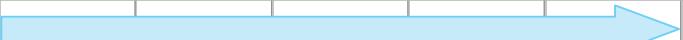
事業名	母子生活支援施設入所					
内 容	子どもを養育している母子家庭などで、生活上の様々な問題を抱えた母子を保護するとともに、自立促進のために生活を支援します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					

事業名	助産施設入所					
内 容	入院助産を受けることが困難な妊娠婦を助産施設に入所させ、経済的な負担を軽減することで母子保健の向上を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					

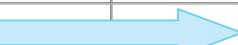
事業名	障害児保育・障害児教育					
内 容	障害児に対する集団保育等を市内保育所や幼稚園で行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					

事業名	障害児通所支援					
内 容	児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などを実施し、障害児の通所支援を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 福祉総務課					

事業名	障害児（者）家族サポート事業（レスパイトサービス）					
内 容	NPO法人と連携をとりながら、24時間体制で障害児・者を一時的に預かり、家族の負担軽減を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 福祉総務課					

事業名	自立支援医療（育成医療）					
内 容	身体に障害のある児童または将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費を助成します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 福祉総務課					

事業名	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成					
内 容	軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達を支援するため、補聴器の購入、更新、又は修理に係る費用を助成することで、補聴器の早期導入を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 福祉総務課					

事業名	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付					
内 容	小児慢性特定疾病児童の生活の便宜を図るため、日常生活において必要となる用具を給付します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
福社総務課						
事業名	児童福祉手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当					
内 容	精神又は身体に障害のある児童（20歳未満）の保護者等に各種手当を支給することで、これらの児童の福祉の向上を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
福社総務課						
事業名	光っ子教育サポート事業					
内 容	光っ子サポーターを小・中学校に派遣し、特別な配慮を要する児童生徒へのきめ細かな支援を行うことにより、該当児童生徒及び学級の安定化を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
学校教育課						
事業名	通級指導教室					
内 容	小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、「自立活動」及び「各教科の補充指導」等個別の支援を通級指導教室で行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
学校教育課						
事業名	ことばの教室					
内 容	ことばや人との関わり方に課題がある幼児を専門的に指導・援助し、幼児の健全な成長発達を促進します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
学校教育課						
事業名	特別支援教育推進事業					
内 容	光っ子コーディネーターを配置するとともに、就学相談員による就学相談会を実施し、市内の特別支援教育体制の充実を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
学校教育課						

## **基本施策2 このまちで親になる**

親は、子育てへの喜びや不安、責任などを感じながら、様々な経験を通じて日々成長していきます。現在の子育て家庭を支え、次代を担う親を育むために、子育てを肯定的に捉える意識の醸成や子育ての負担等を軽減する支援体制の整備等を通じて、だれもがこのまちで親になることに希望がもてる風土の醸成を目指します。

### **【評価指標】**

指標名	近況値	目標値（R6）
①父母がともに子育てに関わっている家庭の割合	就学前 58.1% 小学校 59.0%	65.0%
②学校給食における光市産品の使用率	25.0%	30.0%
③妊婦健康診査受診率	96.3%	98.0%
④「食育」に関心がある人の割合	74.1%	90%以上
⑤一般不妊治療費助成及び不育症治療費補助件数	45件	60件以上
⑥奨学生認定人数	17人	20人以上

※近況値出典【年度】：①子ども家庭課【H30】 ②学校給食センター【H30】 ③⑤健康増進課【H30】  
④市民アンケート【H30】 ⑥学校教育課【H30】

## **個別施策1 子育て意識をはぐくむ**

### **ア 現状と課題**

#### **【親や子育て世代の意識】**

近年、少子化や核家族化の進行、人口減少に伴う地域のつながりの希薄化などを背景に、子育て家庭の孤立が進み、子育てや育児に関する情報の伝承が難しくなるなど、子育てに関する不安感や負担感は増加傾向にあります。

本市では、妊娠・出産期から高校生までのライフステージに応じた子育て支援情報を総合的に掲載した子育て情報誌の提供などにより、子育て家庭の利便性の向上を図るとともに、「パパの子育てノート」の配付や、「パパも出番ですよ」事業の実施などを通じて、父親の積極的な育児参加や、子育て意識の醸成に資する取組みを実施しています。

子育ては、親としての責任を果たしていく不安感や負担感を伴うものでもありますが、一方で楽しく、感動的で、子どもの育ちに大きな喜びや生きがいを感じる尊いものもあります。このため、子育て家庭に地域や社会が寄り添い、様々なサポートを行うことで、安心して子どもを生み育てができる意識を醸成することが何より必要です。

また、近年、父親の子育て参加は以前と比べ進んでいるものの、アンケート調査では、約4割が主に子育てをしているのは母親と回答するなど、依然として子育て負担の多くが母親にかかっており、父親の子育て参加や意識改革をさらに進めていく必要があります。

#### **【次代を担う子どもの意識】**

現在の子どもたちは、少子化などを背景に乳幼児とふれあう経験のないまま成長し、子どもとの接し方やしつけなど、基本的な育児に不安を抱えたまま親になるケースが増えて

います。

本市では、独自の取組みである「未来のパパママ応援事業」による乳幼児とのふれあい体験等の学習を通して、子どもを生み育てるこの素晴らしさを感じてもらうことで、子どもたちの豊かな人間性を育み、次代を担う親へと成長していくための貴重な体験・学習の機会を提供しています。

次代を担う親となる子どもたちを育成するために、引き続き、子どもの頃から積極的に乳幼児とふれあう機会を提供し、自分を育んでくれた親や地域等への感謝や愛情、愛着を醸成する取組みを通して、将来、子どもたちが大人になったときに、子どもを生み育てるこことを肯定的に捉え、親になることに希望を持てる意識を醸成していくことが必要です。

#### イ 施策の方向性

- ライフステージに応じた子育て支援情報を総合的に掲載した子育て情報誌やホームページ等により、積極的な子育て支援情報の提供を図り、子育てへの安心感を醸成します。
- 父親の積極的な育児参加を促す取組みを推進します。
- 生命の大切さや、子どもを生み育てるこの意義や喜び、乳幼児とのふれあい・交流体験など一連の学習を通して、将来、子どもを生み育てるこことを肯定的に捉え、希望を持った次代の親を育成します。

#### ○施策・事業の展開例

事業名	母と子のしおり・おっぱい冊子					
内 容	妊娠届時に、光市の母子保健事業等についてまとめた「母と子のしおり」を配付します。また、おっぱい育児を体系的に啓発するため、「おっぱい冊子」妊娠乳児編、幼児編、小学生編、中学生編を、それぞれ妊娠7か月の妊婦、1歳児の保護者、小学5年生の保護者、中学2年生の保護者に配付します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						健康増進課
事業名	子育て情報の充実					
内 容	子育て情報誌やホームページの改訂を行います。ライフステージに応じた情報を総合的に掲載するなど、子育て家庭の利便性の向上を図るとともに、子育て支援等の積極的な情報提供を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						子ども家庭課
事業名	パパマママイスター冊子					
内 容	子育て中の保護者を中心に、家庭の養育力を高めるための「親育ちガイドブック」を小学1年生の子を持つ子育て家庭に配付します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						子ども家庭課
事業名	パパの子育てノート					
内 容	妊娠当初からの「父親の自覚」を促す一つのきっかけづくりとして、父子手帳を配付し、父親の育児参加の推進を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						子ども家庭課

事業名	パパも出番ですよ					
内 容	親子によるふれあいをメインとした教室（親子体操、料理、工作など）を実施し、親子のふれあいを深め、主に父親の子育て参加を進めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
					→	子ども家庭課

事業名	男女共同参画の推進					
内 容	父親も母親も主体的に子育てに関わり、親としての喜びや悩みを通して、人として成長できるよう男女共同参画の推進を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	→	第4次男女共同参画 基本計画策定	→			人権推進課

事業名	未来のパパママ応援事業					
内 容	中学生に乳幼児とのふれあい体験を通して、生命の大切さや子どもを生み育てるこの素晴らしさ等について啓発します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	→					子ども家庭課

事業名	学校給食地産地消					
内 容	地元の食材を学校給食に積極的に取り入れ、食べ物を大切に思う気持ちと地域への愛着を育みます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	→					学校給食センター

### コラム 未来のパパママ応援事業

中学3年生が赤ちゃんとのふれあいを通して、赤ちゃんのかわいらしさや命の不思議さ、尊さについて体験し、子どもを生み育てるこの素晴らしさを伝える事業です。

学校の授業と連携し、市内の2つの産婦人科病院で新生児を見学したり、産後のお母さんや赤ちゃん、園児とふれあったりしながら、自分自身を振り返り、自分自身や他者への愛情を深めるとともに、感謝の気持ちを養います。少子化や核家族化で妊婦や乳幼児とふれあう機会が減少している中、将来パパママになる子どもたちに、親になることを肯定的に感じじができるように促している、他市にはない一連の事業として実施しています。



## 個別施策2 子どもと親の健康づくり

### ア 現状と課題

#### 【母子の健康管理】

妊娠・出産は大きな喜びとともに、妊産婦にとっては体の変化や、出産、育児に対する不安を伴うなど、身体的、精神的に大きな負担となります。

本市では、恵まれた産科・小児医療体制のもと、医師会や歯科医師会など関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種などの健康管理体制の充実を図るとともに、妊娠、出産、産後、育児のきめ細やかな相談・指導の展開、保健指導による正しい知識の普及啓発など、切れ目のない総合的な母子保健活動を展開しています。

また、特に心身共に不安定になりやすい産後の母子に対して、心身のケアや育児サポートを早期から行うことで、産後うつの予防、育児不安の軽減など産後に安心して子育てができる支援体制強化を進めています。

一方、アンケート調査においても、妊娠・出産の不安や悩みでは、妊娠中のつわりや出産時の苦痛、子どもの発育、出産後の不安など様々な回答があり、前回調査に比べ、不安や悩みの回答割合が高くなっているため、引き続き、妊娠、出産、産後、育児の切れ目のないきめ細やかなサポート体制を充実させることが重要です。

#### 【食育の推進】

健康に暮らしていくには、食育はあらゆる世代において必要なものです。

本市では、食のはじまりである母乳育児の推進から離乳食・幼児食の啓発、保育所や幼稚園、学校における食育など、子どもの成長に応じた食育の推進に努めるとともに、家庭や子ども自身への食育の意識の啓発に取り組んでいます。

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、親自身の生活習慣が子どもに大きな影響を与えることから、引き続き、家庭への食育の普及が重要となります。

#### 【思春期保健】

思春期は、子どもから大人への移行期であり、身体的にも精神的にも成長していく大切な時期です。

本市では、保健学習を中心として、性教育をはじめ、喫煙や薬物・飲酒の防止教育を行うとともに、保護者に思春期おっぱい冊子を配布するなど、学校や関係機関との連携のもと、思春期保健事業に取り組んでいます。

引き続き、身体と心の成長とのギャップなどにより、様々な悩みに遭遇することが多い思春期における保健対策が求められています。

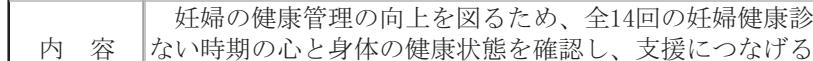
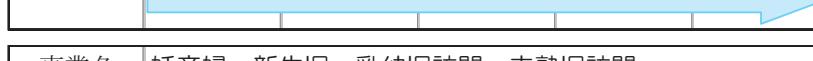
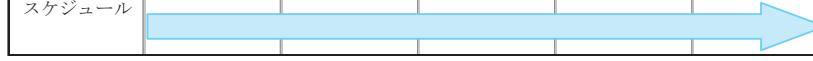
### イ 施策の方向性

- 母親の妊娠・出産への不安や悩みを軽減するとともに、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導、産後のサポートの推進、子ど

もへの予防接種など、妊娠期から乳幼児期にかけての切れ目のない支援を実施します。

- 親子の心身の健康増進と豊かな人間形成のため、食育子育て支援の充実を図り、各家庭における食育の取組みを推進します。
- 医師会や県・近隣の市町など関係機関との連携のもと、産科・小児医療及び小児救急医療の充実・確保に取り組み、安心して子育てができる環境を整えます。
- 教育機関との連携を進め、思春期の心の問題に対応するための相談体制や出前講座など思春期保健対策の充実に努めます。

#### ○施策・事業の展開例

事業名	母子健康手帳の交付					
内 容	妊娠届時に妊娠婦及び出生児の健康管理と成長が記録できる母子健康手帳の交付を行い、母子保健事業等について説明します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	プレママ（母親教室・家族学級）					
内 容	妊娠婦及びその家族が、妊娠から出産までに関する正しい知識を得るために、プレママ（母親教室・家族学級）を開催します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	特定妊娠訪問					
内 容	若年妊娠や妊娠健康診査未受診者等に対し、保健師が訪問し、保健指導を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	妊娠婦健康診査					
内 容	妊娠婦の健康管理の向上を図るため、全14回の妊娠健康診査を実施します。また、産後間もない時期の心と身体の健康状態を確認し、支援につなげるため、産後2回の健康診査を実施します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	妊娠婦・新生児・乳幼児訪問、未熟児訪問					
内 容	妊娠中の健康や新生児・乳幼児の発育・発達・生活環境・疾病予防等、子育てをする上で重要な事柄について保健師が家庭訪問し、適切な指導を行います。また未熟児に対しては、適切な養育指導を行い、発育を促します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	産後ケア事業					
内 容	心身の不調や育児不安を持つ産後の母子に対して、「ショートステイ」や「デイサービス」により心身のケアや育児支援を実施することで、産婦の心身の不調や産後うつを防ぎます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					

事業名	産前・産後サポーター派遣事業					
内 容	日中支援者がおらず、不安や悩みを抱えている妊産婦の家庭に、「産前・産後サポーター」（ヘルパー等）を派遣し、相談を行うとともに育児や家事を直接支援します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	子ども家庭課					
事業名	乳幼児健康診査					
内 容	乳児健康診査や幼児健康診査等を行い、子どもの成長発達や先天性疾患・発達障害・疾病の早期発見・早期治療、育児支援を進めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	健康増進課					
事業名	すぐすぐ教室（発達支援学級）					
内 容	幼児相談や幼児健康診査後に、要経過観察であった家庭に対し発達を支援していく教室を開き、幼児の発育・発達の促進や保護者への相談等を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	健康増進課					
事業名	予防接種					
内 容	すべての子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児及び児童・生徒への予防接種を推進し、感染症の予防や症状の軽減、病気の蔓延を防ぎます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	健康増進課					
事業名	歯科保健					
内 容	むし歯予防を踏まえた食生活習慣の指導や育児相談等での個別歯みがき指導、幼児健康診査での歯科健診、保育所等での歯科指導など、子どもの発達に応じた歯科保健事業を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	健康増進課					
事業名	乳幼児の事故防止啓発					
内 容	乳幼児期の子どもを育てる保護者を対象に、誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故の予防のための啓発を進めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	健康増進課					
事業名	乳児の適切な栄養指導、母乳育児推進					
内 容	乳児の栄養については、食育のはじまりとなるものであることから、母乳栄養の正しい知識の普及啓発を図るとともに、個々の母子の状態を踏まえ、母乳・人工栄養に関わらず、乳児に適切で愛情豊かな授乳ができるよう支援に努めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	健康増進課					
事業名	周産期医療体制の充実					
内 容	地域医療機関や周産期母子医療センター等との連携を図り、安全・安心に妊娠・出産・育児期を過ごせるよう妊産婦や乳幼児の支援に努めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						
事業名	健康増進課					

事業名	小児救急医療体制の充実					
内 容	医師会等と連携し、小児救急医療体制の充実を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 健康増進課

事業名	食生活改善推進協議会					
内 容	食生活改善推進員は、若い世代からの健康教室や男性料理教室等の開催、さらには、学校での食育やおっぱいまつりへの協力などの活動を通して、望ましい食習慣の実践と定着を図り、食を通じた生涯にわたる健康づくりを目指します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 健康増進課

事業名	光の恵みde朝ごはん事業					
内 容	フェイスブックを活用した双方向的な取組みにより、朝食やバランスの良い食事など適切な食生活の啓発に努めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 健康増進課

事業名	離乳食教室					
内 容	離乳食に関する正しい知識の啓発や育児相談・指導を実施することにより、保護者の育児能力の向上に努めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 健康増進課

事業名	食育子育て支援事業（幼稚園、保育所等）					
内 容	乳幼児期に必要な「食」の知識普及を図るため、各園独自の食育活動を支援し、食育指導者向け研修会を開催します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 子ども家庭課

事業名	チャイベビ食育事業					
内 容	食育をテーマとしたなかよし広場「親子クッキング」や野菜づくり、食育だより、食育絵本の提供など、子育て支援センター利用者への食育の関心を高めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 子ども家庭課

事業名	学校における特色ある食育事業					
内 容	総合学習や給食の時間等での「食」に関する体験活動を通して「食」への関心を高め、望ましい食生活を育成します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 学校教育課

事業名	思春期保健					
内 容	小・中・高の児童生徒への性教育の出前講座を行い、生命の大切さや正しい性知識を深めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 健康増進課

事業名	思春期のおっぱい冊子（おっぱい冊子の再掲）					
内 容	「思春期のおっぱい冊子」（小学生編、中学生編）を配布し、思春期の子どもの心と体の発達や性について、親子で話し合い、学ぶ機会を提供します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

健康増進課

事業名	防煙啓発					
内 容	小・中・高の児童生徒を対象に、たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

健康増進課

## コラム　おっぱい冊子

おっぱい育児を成長の過程に合わせて体系的に啓発するため、「おっぱい冊子」妊婦乳児編、幼児編、小学生編、中学生編をそれぞれ保護者に配布しています。

子どもの発達や関わり方だけではなく、悩みや不安へのアドバイスが掲載され、その時期の保護者にとって必要な情報がたくさん盛り込まれた冊子です。



妊娠 7か月



1歳



小学 5年生



中学 2年生

### 個別施策3 経済的な支援

#### ア 現状と課題

子育ては養育費や医療費などの経済的負担が大きく、子育て家庭における生活の安定と子どもの健やかな成長のために、経済的負担の軽減が求められています。

本市では、乳幼児医療費助成制度（未就学児対象）の拡充として所得制限を撤廃（令和元年8月から）しているほか、子ども医療費助成制度により、小学校1年生から中学校3年生までの通院医療費等の助成、また、高等学校修了前の子ども（満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者）の入院医療費の助成を実施しています。また、保育所や幼稚園に同時入所している第2子以降の保育料の無料化など、本市独自の取組みも実施し、幅広い支援を展開しています。

一方、アンケート調査においては、各種手当や医療費助成の充実といった経済的支援を望む声も多く、また、育てたい理想の子どもの人数に対して現実に育てられる子どもの人数を少なく回答した理由は、育児にかかる費用が最も多く挙げられています。

このため、引き続き、子育て家庭における経済的負担の軽減や、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な支援に取り組む必要があります。

#### イ 施策の方向性

- 児童手当をはじめとする各種手当に加えて、医療費の助成、保育料等の軽減や就園・就学に対する支援など、国や県との連携のもと、相互の役割分担を行いながら、子育てへの経済的な不安が軽減されるよう、幅広い支援の実施について検討を進めます。
- 子どもの貧困を防止する観点から、家庭の状況に応じた経済的な支援を進めます。

#### ○施策・事業の展開例

事業名	児童手当等の支給					
内 容	児童を養育している保護者に児童手当、児童扶養手当等を支給し、子育て家庭における生活の安定や児童の健全育成を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						子ども家庭課

事業名	幼児教育・保育の無償化（再掲）					
内 容	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）、障害児通所支援の利用料を無償化し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。 対象：3～5歳（住民税非課税世帯は0～2歳も対象）					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						子ども家庭課、福祉総務課

事業名	保育料の軽減					
内 容	幼児教育・保育の無償化の対象となっていない0～2歳児の保育料について、世帯の所得に応じた軽減や、多子世帯への軽減を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
						子ども家庭課

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業					
内 容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					
事業名	乳幼児医療費助成					
内 容	0歳から小学校就学前児童の医療費を助成することにより、保護者の経済的な負担の軽減や乳幼児の健やかな育成を図ります。また、市独自で県制度の所得制限を撤廃し、全ての子育て家庭が安心して子どもを生み育てるこことできる環境を整備します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					
事業名	子ども医療費助成					
内 容	小学1年生から中学3年生までの児童は、通院、入院、歯科や調剤に係る医療費の助成を行い、高校1年生から高校卒業の年齢までの児童は入院に係る医療費を助成することにより、子どもの医療分野におけるセーフティネットを構築します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					
事業名	不妊・不育症治療費助成					
内 容	子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療又は不育症治療を受けている夫婦に対して、当該治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	未熟児養育医療費給付					
内 容	入院養育を必要とする未熟児に対して、治療に要する医療費を助成します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 子ども家庭課					
事業名	予防接種（再掲）					
内 容	すべての子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児及び学童への予防接種を推進し、感染症の予防や症状の軽減、病気の蔓延を防ぎます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	就学援助・特別支援教育就学奨励費					
内 容	経済的理由により学習機会を逸する事がないよう、必要に応じて、学用品費をはじめ給食費や修学旅行費など、就学に必要な支援を継続的に実施します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 教育総務課					
事業名	奨学生貸付					
内 容	向学心に富み、有能な資質を持つにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な者に学資の貸付を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 学校教育課					

事業名	国民健康保険税の減免					
内 容	多子世帯の負担軽減を図るため、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の3人目以降の国民健康保険税の均等割額を減免します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当



市民課



### **基本施策3 地域と共に未来へ向かう**

まちの「宝」である子どもや子育て家庭をまちぐるみで見守り、子どもの健やかな成長を支えることは「おっぱい都市宣言」のまちの責務です。地域社会のつながりを原点に、見守り・応援・連携体制の整備等を通じて、このまちで暮らす全ての人々が、子育て応援団の一員として、子どもや子育て家庭に寄り添えるまちを目指します。

#### **【評価指標】**

指標名	近況値	目標値（R 6）
①子育て支援活動に参加している人の割合	13.7%	15.0%
②地域の行事に参加している児童生徒の割合	72.9%	80.0%
③中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数	109人	150人以上
④母子保健推進員及び保健師の個別訪問延べ件数	7,646件	7,700件以上
⑤青少年健全育成活動に参加している人の割合	52.9%	60.0%
⑥子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数	5,271件	5,000件

※近況値出典【年度】：①⑤市民アンケート【H30】 ②全国学力・学習状況調査【H30】 ③文化・社会教育課【H30】

④健康増進課【H30】 ⑥健康増進課、子ども家庭課（子ども相談センターきゅっと）【H30】

#### **個別施策1 社会全体で子どもたちを育てる**

##### **ア 現状と課題**

子育て家庭の不安や負担、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合っていくためには、地域ぐるみ、まちぐるみで子育てに理解を示し、寄り添い、サポートしていくことが重要となります。

本市では、まちぐるみで子育てに取り組む意識を盛り上げるため、子育て家庭を応援する事業所のPRや、子育て家庭や子育て支援団体、子どもボランティアなど、様々な市民と協働して企画・実施する市民の手作りによる「おっぱいまつり」を開催しています。

また、子どもが地域の行事や活動に参加し、地域社会との関わりを深めるための取組みを推進するとともに、家庭と仕事の両立の観点から、育児休業等の子育て支援制度の実施や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた普及・啓発等に努めています。

近年、問題視されている家庭での養育力の低下や地域のつながりの希薄化などを、親や地域の責任としてしまうのではなく、現状を受け止めた上で、子どもの育ちや子育てに対する支援策を社会全体で考えていくとともに、子育て支援の重要性を再確認し、家庭、子育て支援者、学校、地域、企業・職場や行政など、引き続き、まちぐるみでこのまちの子どもを育む意識を醸成していく必要があります。

##### **イ 施策の方向性**

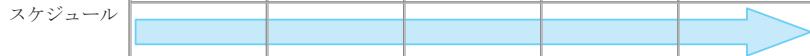
- 子育て家庭、地域団体や企業など、すべての人が協働した取組みを通じて、まち全体に子育ての輪が広がる取組みに努めます。

- 「おっぱい都市宣言」の普及・啓発を図り、「おっぱい育児」の推進によるまちぐるみでの子育て意識の醸成を図ります。
- 子育て家庭を応援する事業所のPRを図るとともに、男女を問わず就労と子育てを両立できる環境づくりを進めます。
- 地域社会との関わりを通じた人材育成により、地域への感謝や愛着を育み、次代を担う子どもたちが人間性豊かな「光っ子」、そして親へ成長するよう取り組みます。

○施策・事業の展開例

事業名	おっぱいまつり					
内 容	子育て支援団体や子どもボランティアが中心となって、子どもや子育て家庭のためのまつりを企画・実施し、子育ての輪を地域に広げます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	子ども家庭課					
事業名	おっぱいのうた、おっぱい体操					
内 容	おっぱいのうたとおっぱい体操を活用し、「おっぱい都市宣言」や「おっぱい育児」の普及・啓発を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	子ども家庭課、健康増進課					
事業名	きゅっとPR事業					
内 容	「おっぱい都市宣言のまち」イメージキャラクターきゅっとを活用し、市内外に広く「おっぱい都市宣言」のまちのPRを行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	子ども家庭課					
事業名	おっぱい応援団事業					
内 容	地域の子育て応援事業所（おっぱい応援団）と連携して子どもの誕生や成長を祝い、子育て家庭を社会全体で応援する環境づくりを推進します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	子ども家庭課					
事業名	中学生リーダー養成講座、光ジュニアクラブ					
内 容	地域社会の様々な行事や活動に参加し、野外活動やレクリエーション等、集団の中での体験活動を通じて、他校生徒との親睦を深め、友情を育み、地域社会との関わりを深めて自己の向上を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	文化・社会教育課					

事業名	企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進					
内 容	企業等に対し、子育て支援の意識啓発や法律で定められた育児休業等に関する制度の実施について、普及・啓発を図り、企業や事業所におけるワーク・ライフ・バランスを促進します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当



商工観光課

事業名	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発					
内 容	すべての人が、仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当



商工観光課、子ども家庭課

事業名	地域コミュニティ活動の充実（再掲）					
内 容	各地域で展開されるコミュニティ活動・行事に子どもから大人までの多様な世代が参加しやすい環境づくりを進め、地域への愛着やつながりを深めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当



地域づくり推進課

事業名	コミュニティセンター（再掲）					
内 容	子育てサークルや親子で気軽に利用できる場を提供し、集いやふれあいの場づくりを進めます。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当



地域づくり推進課

### コラム おっぱいまつり

おっぱいまつりは、全国でも唯一無二の「おっぱい都市宣言」の趣旨をまち全体に浸透させるとともに、「母と子と父そして人にやさしいまち光」を目指すために、毎年8月に開催されているまつりです。

まつりでは、「みつめ だきしめ かたりあう」という愛情豊かなふれあいの子育てをまち全体に広げるために、学校や地域、市民団体、事業所、行政などが一体となった「親子がHAPPYになれるイベント」が数多く催され、毎年多くの来場者で賑わっています。



## 個別施策2 子どもをとりまくネットワーク

### ア 現状と課題

#### 【訪問と見守り】

子育て家庭の孤立を防ぐには、交流やふれあいの場をつくることは重要ですが、さらに、子育て家庭への個別訪問や見守り体制も必要になっています。特に、様々な理由により交流の場に出てくることができない子育て家庭については、支援者側からのアプローチと地域の見守りによる連携体制が重要です。

本市においては、乳児のいるすべての家庭に母子保健推進員や保健師が訪問する「ここにちは赤ちゃん事業」や産後に受ける産婦健康診査等により、支援が必要な家庭を把握し、保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、支援を行う「養育支援訪問事業」などにつなげています。

引き続き、家庭訪問や妊産婦・乳幼児健診等による直接支援及び見守りで、その子育て家庭が求める支援の把握や情報提供を行うとともに、関係機関と連携することによって、必要な支援の提供や、継続した相談支援につなげていく必要があります。

#### 【幼保小連携など】

本市では、幼保小連携や小中連携といった学校間、校種間連携の強化により、子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ支援や教育を展開するとともに、「つながり」をキーワードにコミュニティ・スクールをはじめとする学校、家庭、地域の連携のもと、地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育む取組みを行っています。

子どもの発達、成長の段階に応じて質の高い支援や教育を行うためには、引き続き、教育・保育施設等の子ども・子育て支援に携わる者同士の連携が必要であるとともに、幼保小連携等の推進を通じて相互の交流・連携を深め、子どもの個性に応じた適切な支援や教育を行うことが求められています。

#### 【青少年健全育成】

子どもは、家庭や学校、地域を舞台に様々な人との交流を通して、葛藤や経験を繰り返しながら人間関係を形成し、大人へと成長していきます。こうした中、本市では、子どもや保護者を対象にした安全にインターネット、SNSを使用するための教室を開催するほか、市民を対象にした人権教育・啓発事業を行い、一人ひとりがお互いを尊重した人間関係を構築できるよう地域と連携した環境づくりに努めています。

また、学校外における児童・生徒の生活指導及び補導活動、メロディパトロールによる小学校低学年の下校時の防犯対策など、家庭や学校、地域が一体となって地域での見守り活動を展開しています。

一方、今日の子どもを取り巻く環境は、地域とのつながりの希薄化、有害情報の氾濫など、時代を反映して大きく変化しています。特に、スマートフォン等の普及により、健康面への影響や、インターネット上のいじめ、人権侵害など、様々な問題が生じています。また、全国各地で子ども自身が被害者・加害者となるような事件が発生しており、子どもを家族や地

域でいかに見守り、健全に育んでいくかが課題となる中、家庭だけでなく、学校や社会におけるルールづくり、人権意識の向上等について、普及・啓発していくことが求められています。

#### イ 施策の方向性

- 子育て家庭への家庭訪問等の実施や地域による見守り体制の整備を行うとともに、関係機関との連携が図られるようネットワークを構築し、適切な支援へつなげていきます。
- 幼保小・中学校の連携を密にするとともに、学校・家庭・地域が連携・協働した社会総がかりの支援や教育を推進します。
- 子どもを被害者にも加害者にもしないよう、家庭や学校、地域が一体となった見守り活動を行い、安全・安心な地域づくりを推進します。

#### ○施策・事業の展開例

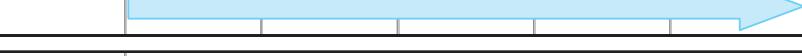
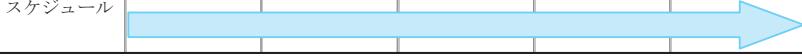
事業名	こんにちは赤ちゃん事業					
内 容	すべての乳児（生後4か月まで）のいる家庭に母子保健推進員や保健師が訪問し、育児についての適切な情報提供や相談、見守りを行うことにより、保護者の育児不安等の軽減を図り、母子の健康の保持・増進を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

事業名	母子保健推進員の個別訪問					
内 容	母子保健推進員が妊娠婦や乳幼児のいる家庭に訪問し、子育て等の相談や子育て支援情報の提供など、母子の身近な相談相手として活動し、子育て家庭の孤立防止や育児不安の軽減を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

事業名	養育支援訪問事業					
内 容	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援をします。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

事業名	子育て支援者ネットワーク事業					
内 容	子育て支援団体の交流を進め、地域で連携して活動ができる環境を創出します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

事業名	児童委員・主任児童委員					
内 容	地域において、子育て家庭の様々な相談に応じます。また、行政などと連携し、子育て支援の利用できる制度やサービスの紹介等も行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

事業名	連携・協働教育推進事業					
内 容	幼保小連携により就学前教育と小学校教育との円滑な接続や小中一貫教育により義務教育9年間を見通した、発達段階に応じたきめ細やかな系統性と継続性のある学習指導等を実施します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 学校教育課					
事業名	コミュニティ・スクール推進事業					
内 容	学校・保護者・地域住民・学識経験者等を中心とした学校運営協議会を設置し、地域ぐるみの学校づくりを目指します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 学校教育課					
事業名	地域学校協働活動推進事業					
内 容	各中学校区に地域学校協働活動推進員（統括コーディネーター）を配置し、学校・家庭・地域が連携、協働し、子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで見守り、支援します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 文化・社会教育課					
事業名	青少年健全育成市民会議					
内 容	家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域における青少年の健全育成活動の促進を図るため、「青少年健全育成推進大会」や「市長と語ろう青少年のつどい」の開催、「あいさつ運動」等を推進します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 文化・社会教育課					
事業名	校外補導連盟					
内 容	長期休業中や市行事開催時など、学校外における児童・生徒の生活指導や補導活動を行い、児童・生徒の健全育成を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 文化・社会教育課					
事業名	周南広域校外補導連絡協議会					
内 容	周南広域圏（光市・下松市・周南市）の学校外における児童・生徒の生活指導や補導活動を行い、児童・生徒の健全育成を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 文化・社会教育課					
事業名	青少年補導委員連絡協議会					
内 容	長期休業中や市行事開催時などに各地区における巡回補導活動を行い、児童・生徒の非行防止及び青少年の健全育成を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 文化・社会教育課					
事業名	子ども環境クリーンアップ活動					
内 容	山口県青少年健全育成条例に基づき、図書類取扱業者における有害図書の区分陳列や、深夜営業店における青少年の入店規制などについて、立入巡回点検及び指導を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 文化・社会教育課					

事業名	有害図書等の回収処理活動					
内 容	市内に設置している白ポストにより、ポルノ雑誌やアダルトビデオ・DVD等の回収・処分を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

文化・社会教育課

事業名	メロディパトロール					
内 容	小学校低学年の下校時にあわせ、青色回転灯を備えた公用車でメロディを流しながら巡回し、児童の安全確保と市民の意識啓発を図ります。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

文化・社会教育課

事業名	いじめ問題への対応					
内 容	いじめ問題対策協議会といじめ問題調査委員会を設置し、いじめ問題に対応するとともに、重大事件が発生した場合に、調査結果を検証・再調査するいじめ調査検証委員会を設置します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

学校教育課、総務課

事業名	人権教育・啓発等の充実					
内 容	様々な人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。また、市民の人権意識の高揚を図るため、講演会及び研修会を実施します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当

人権教育課

## コラム コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育

本市では、これまでの小中連携教育とコミュニティ・スクールの取組みを融合させることにより、令和2年度から、全ての市立小・中学校で、現在の中学校区を単位とする地域と一緒にになった小中一貫教育を推進します。

小学6年、中学3年の既存の枠組みの中で、義務教育9年間を、前期（小学1年～4年）「基礎・基本期」、中期（小学5年～中学1年）「習熟・接続期」、後期（中学2年～3年）「充実・発展期」、の3つのステップで捉え、つながりを重視した系統的な教育活動を行います。また、同じ中学校区におけるPTA活動の連携強化や学校運営協議会の合同開催・合同設置といった取組みを通して、中学校区において9年間をひとまとまりと捉えた教育目標や15歳段階で目指す子ども像を、学校と家庭、地域が共有し、地域と一緒にした小中一貫教育を進めていきます。



### 個別施策3 相談体制の整備

#### ア 現状と課題

少子化や核家族、共働き世代の増加、人口減少に伴う地域の希薄化など、子どもの育ちや子育て環境が大きく変化する中、子育ての不安や悩みは、専門家への相談が必要になるケースもあり、子育てをとりまく各種相談事業の重要性は高まっています。

本市では、妊産婦・乳幼児に対する健康診査の実施や妊産婦・乳幼児訪問などに加え、育児、食育、歯科相談を実施し、医療機関や母子保健推進員等との連携を図りながら、保護者の育児不安の軽減や、子どもの健やかな成長発達を支援するための各種母子保健事業の充実に努めています。また、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点となる「光市子ども相談センターきゅっと」を中心に、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため関係機関と連携し、児童虐待をはじめ多様化する相談内容に的確に対応するための体制の強化を図るなど、悩みや問題を抱える家庭が社会から孤立することのないよう、様々な側面から子どもに関する悩みへの各種相談事業を展開しています。

一方、アンケート調査では、出産後に必要なサポートとして、赤ちゃんの育児相談が最も多く、利用してよかったですと思う制度では、育児相談・保健師等の家庭訪問と答えた割合が高いなど、相談事業に対するニーズは高まっており、引き続き、各家庭の状況に応じた総合的な相談体制の整備が求められています。

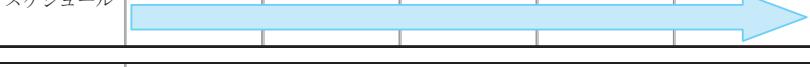
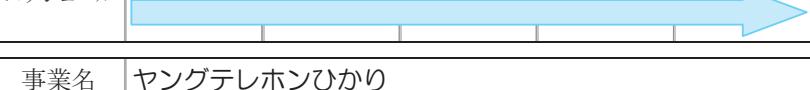
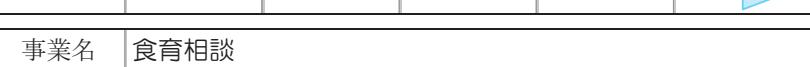
#### イ 施策の方向性

- 子どもの成長発達に応じた相談体制の充実に努め、妊娠・出産や育児期等の不安軽減や悩みの解消を図ります。
- 発達の気になる子どもの相談体制の充実に努めます。
- 子育て支援等の総合的な利用相談に応じ、個々のニーズから利用可能な子育て支援サービスの情報提供や関係機関へつなぐなどの相談体制を強化します。

#### ○施策・事業の展開例

事業名	子ども・子育て総合相談体制（光市子ども相談センターきゅっと）					
内 容	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行います。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 子ども家庭課

事業名	おっぱい相談・妊婦相談					
内 容	妊娠・出産から育児期の子育て等に関する不安や悩みに対応する「おっぱい相談電話（子育て何でもテレフォン）」の開設や、妊娠中の不安軽減や健康増進を図ることを目的とした電話・来所・メール等による相談を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当 健康増進課

事業名	育児相談・のびのび相談					
内 容	育児相談や1歳児・2歳児お誕生相談を行い、保護者の育児不安の軽減や子どもの健やかな成長発達を促します。発達について心配なケースに対しては、臨床心理士によるのびのび相談を行い、子どもの健やかな発達や経過観察、支援を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	歯科相談					
内 容	むし歯を予防するために、あいぱーく光で、歯科衛生士による歯みがき指導や歯の健康管理に関する個別相談を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	5歳児発達相談事業					
内 容	発達の気になる子どもを対象に相談会等を開催し、発達障害の早期発見・早期支援のシステムを確立し、子どもの育ちを支援します。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					
事業名	専門家による教育相談					
内 容	園児・児童・生徒の家庭及び学校生活における悩みや不安のある本人・保護者等を対象に、スクールソーシャルワーカーによる面接相談を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 文化・社会教育課					
事業名	ヤングテレホンひかり					
内 容	多様化する青少年の問題に対応するため、本人・保護者等を対象に、悩みや問題解決の糸口をつかむことを目的に、フリーダイヤルによる電話相談対応を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 文化・社会教育課					
事業名	食育相談					
内 容	乳幼児から高齢者まで健全な食生活の実践を支援するため、電話・来所・メール等による相談を行います。					
スケジュール	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当
	 健康増進課					

## 第6章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

### 1 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 区域設定の考え方

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定します。

#### (2) 区域の設定

##### ア 教育・保育提供区域

第1期計画において市域全体の1区域としており、現在の教育・保育施設の配置で市内の教育・保育の需要を満たしていること、本市は面積においてコンパクトなまちであることから、市域全体の1区域とします。

##### イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育事業の提供区域と合わせ、市内全域を提供区域の基本とします。

### 2 幼児期の教育・保育の事業計画

#### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の利用状況及びアンケート調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

また、保護者の選択に基づき、多様な施設等から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要です。柔軟に子どもを受け入れるための体制が確保されるよう、教育・保育の提供体制を定めます。

#### 【認定区分】

区分	年齢	保育の必要性	利用施設・事業
1号認定	満3歳以上	—	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳未満	保育の必要性あり	保育所、認定こども園 ※幼稚園利用も可能
3号認定			保育所、認定こども園、 地域型保育事業

#### 【確保方策】

基本的には既存の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）で受け入れ体制を確保し、待機児童ゼロの維持に努めます。

## 【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

	【実績値】平成30年度						令和2年度		
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	満3歳以上	満1,2歳	0歳	満3歳以上	満1,2歳	0歳	満3歳以上	満1,2歳	0歳
①量の見込み	375	698	370	71	363	678	370	96	
②確保の内容	特定教育・保育施設	295	807	373	105	365	823	407	111
	上記以外(注)	175							
	合計	470	807	373	105	365	823	407	111
②-①	95	109	3	34	2	145	37	15	

	令和3年度						令和4年度		
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	満3歳以上	満1,2歳	0歳	満3歳以上	満1,2歳	0歳	満3歳以上	満1,2歳	0歳
①量の見込み	355	664	375	94	347	648	369	92	
②確保の内容	特定教育・保育施設	365	823	407	111	365	823	407	111
	上記以外								
	合計	365	823	407	111	365	823	407	111
②-①	10	159	32	17	18	175	38	19	

	令和5年度						令和6年度		
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	満3歳以上	満1,2歳	0歳	満3歳以上	満1,2歳	0歳	満3歳以上	満1,2歳	0歳
①量の見込み	329	615	364	90	327	612	361	89	
②確保の内容	特定教育・保育施設	365	823	407	111	365	823	407	111
	上記以外								
	合計	365	823	407	111	365	823	407	111
②-①	36	208	43	21	38	211	46	22	

(注) 上記以外…確認を受けない幼稚園（旧制度の幼稚園）、特定地域型保育事業等

### 3 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

子育て支援事業等の利用状況やアンケート調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、事業ごとに量の見込みを定め、確保内容とその実施時期を定めます。

#### (1) 利用者支援事業（光市子ども相談センターきゅっと）

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子ども及び保護者の利用や母子保健の相談に応じ、子育て家庭が適切な施設や事業を選択し円滑に利用できるよう、必要な助言をし、関係機関との連絡調整をするなど、利用者支援専門員や母子保健コーディネーター等による妊娠前から子育て期にわたる総合的な利用者支援をワンストップで行います。

##### 【確保方策】

「光市子ども相談センターきゅっと」にて利用者支援事業を行います。

##### 【量の見込みと提供体制】

(単位：箇所)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	1	1	1	1
②確保の 内容	光市子ども 相談セン ター	1	1	1	1	1	1

#### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援の拠点として、子育て中の親子の相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供や子育てサークル支援などを行います。

##### 【確保方策】

あいぱーく光のチャイベビステーションを中心に実施するほか、幼稚園や保育所等の身近な場所での支援を継続して実施します。

##### 【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ人数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		17,642	17,688	17,592	17,208	16,848	16,572
②確保の 内容	チャイベ ビ ステーション	16,475	15,600	15,400	15,200	15,100	15,000
	その他	1,167	2,088	2,192	2,008	1,748	1,572
	合計	17,642	17,688	17,592	17,208	16,848	16,572

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進のため、妊娠中の14回の健康診査について公費補助を行い、経済的負担軽減を図ることで、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

#### 【確保方策】

県内の医療機関と委託契約を結び提供体制を確保します。県外医療機関受診の場合は健康診査費用を助成します。

#### 【量の見込みと提供体制】

(単位：人、延べ回数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		308 3,773	305 3,965	297 3,861	291 3,783	286 3,718	282 3,666
②確保の 内容	医療機関等 で健診	308 3,773	305 3,965	297 3,861	291 3,783	286 3,718	282 3,666

※各欄内の数値は、上段：対象者数、下段：健診回数

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に母子保健推進員や保健師が訪問し、育児についての適切な情報提供や相談、見守りを行うことにより、保護者の育児不安等の軽減を図り、母子の健康の保持・増進を図ります。

#### 【確保方策】

現行体制（母子保健推進員や保健師）により実施します。

#### 【量の見込みと提供体制】

(単位：人／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		306	305	297	291	286	282
②確保の 内容	母子保健推 進員や保健 師の訪問	306	305	297	291	286	282

## (5) 養育支援訪問、その他要保護児童等の支援に資する事業

子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援をします。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図り、要保護児童等への適切な支援が行えるように努めます。

### 【確保方策】

現行体制（保健師や助産師、臨床心理士等）により実施します。

### 【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ件数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		107	61	59	58	57	56
②確保の 内容	保健師や助産 師、臨床心理 士の訪問	107	61	59	58	57	56

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。短期入所生活援助（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施します。

### 【確保方策】

県内2施設と委託契約を締結し提供体制を確保します。

### 【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ人数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		10	7	7	7	7	7
②確保の 内容	児童養護施設	10	7	7	7	7	7

## (7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施し、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進し、仕事と子育ての両立しやすい環境を整えます。

### 【確保方策】

現行体制により実施します。また、多様な依頼に対応できるよう協力会員の確保に努めます。

【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ件数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	乳幼児預かり	38	31	30	29	28	28
	小学生預かり	48	51	49	47	47	46
	送迎等	406	483	470	457	447	438
	合計	492	565	549	533	522	512
②確保の内容		492	565	549	533	522	512

(8) 一時預かり事業

保護者の都合により家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を教育・保育施設で一時的に預かり（一般型）、必要な保育を提供します。また、幼稚園の在園児を対象とした、教育時間終了後や長期休業中の預かりに対応する一時預かり（幼稚園型）を実施します。

【確保方策】

一般型は市内の保育所・認定こども園、12園で対応します。

幼稚園型は認定こども園・幼稚園5園で対応します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ人数／年)

一般型		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		882	1,439	1,412	1,349	1,270	1,235
②確保の内容	教育・保育施設	882	1,439	1,412	1,349	1,270	1,235

幼稚園型		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定	5,114	2,729	2,670	2,606	2,471	2,458
	2号認定	0	2,272	2,223	2,170	2,057	2,047
	合計	5,114	5,001	4,893	4,776	4,528	4,505
②確保の内容		5,114	5,001	4,893	4,776	4,528	4,505

※2号認定は、保育認定が受けられる子どもで、幼稚園等を希望して入園する子どもです。

※幼稚園型の確保内容は、一時預かり事業での対応のほか、幼稚園独自で実施している預かり保育による対応分も含みます。

## (9) 延長保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、保育所等の開所時間（7時から18時）を超えて子どもを保育します。保育所等によって延長時間は異なりますが、1時間から2時間の延長を実施します。

### 【確保方策】

市内の保育所12園で対応します。

### 【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		563	454	449	438	421	417
②確保の 内容	保育所等	563	454	449	438	421	417

## (10) 病児保育

子どもが病中または病気回復期のため、集団保育が困難な場合で、保護者が就労等により日中の保育ができないときに、病児保育の専用施設で看護師や保育士が一時的に保育します。

### 【確保方策】

市内1施設で実施します（定員4人／日）。また、県内施設は広域利用が可能です。

### 【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ人数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		291	859	842	820	795	784
②確保の 内容	専用施設	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
②-①		869	301	318	340	365	376

### (11) 放課後児童クラブ（サンホーム）

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、指導員の指導の下、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図ります。

#### 【確保方策】

市内 9か所 13施設で実施します。

#### 【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	小学校 1～3年生	390	374	365	356	366	352
	小学校 4～6年生	90	70	68	73	66	65
	合計	480	444	433	429	432	417
②確保の 内容	小学校 1～3年生		455	455	447	459	459
	小学校 4～6年生		70	68	73	66	65
	合計	501	525	523	520	525	524
②-①		21	81	90	91	93	107

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年 10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（副食材料費）の取り扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。それに伴い、新制度に移行していない幼稚園在園児の低所得者世帯に対して、1号認定の低所得者世帯と同様の負担軽減となるよう、実費徴収された給食費（副食材料費）を助成します。また、給食費（副食材料費）以外についても国制度に基づき、生活保護世帯へ助成を行います。

### (13) 多様な主体が特定教育・保育制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規参入施設等があった場合に、支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

## **4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保**

### **(1) 教育・保育の一体的な提供の推進**

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度において、国が進める施策のひとつで、本市においても、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受入れることが出来る認定こども園に1園が移行しています。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

### **(2) 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校、中学校との連携の推進**

本市では、15歳までを見通した、子どもの「学び」と「育ち」をつなぐ教育を展開し、生きる力を育むことを目的に、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携を推進しています。幼保小連携として、子どもたちが共に過ごし交流する機会を確保するとともに、幼保小連携教育研修会等を通じて、教職員同士が方向性を共有し、指導体制を充実させていきます。また、「小中連携教育」から義務教育9年間のつながりをより重視した「小中一貫教育」へと発展させていきます。

### **(3) 外国とつながりのある幼児への支援**

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国とつながりのある幼児が今後増えていくことが考えられます。こうした幼児が教育・保育を円滑に利用できるよう、特別な支援が必要となる場合には保護者や幼稚園・保育所等に対して丁寧な支援に取り組みます。

## **5 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保**

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、アンケート調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に教育・保育等の提供を行います。教育・保育の量の見込みには、育児休業満了が原則満1歳到達時（0歳児学年）であることを勘案し、0歳児保育の必要性を含めたうえで、確保方策において提供体制を確保しました。産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供できるよう、幼稚園や保育所等の既存の社会資源を活用するなど提供体制の確保に努めています。

## **6 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携**

### **(1) 児童虐待防止対策の充実**

児童虐待防止には、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用し

て虐待を予防するなど、虐待の早期発見、早期対応が重要です。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、早期に児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠となります。国においても児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法を改正し、体罰を明確に禁止する規定や懲戒権の在り方に関する検討規定、躊躇なく一時保護に踏み切れるよう、一時保護等を行う介入の担当者と、保護者支援の担当者の分離、配偶者暴力相談支援センターなどにおけるDV対策との連携などの強化策に取り組むこととしています。

本市では、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点となる「光市子ども相談センターきゅっと」を中心に、児童虐待をはじめとして多様化する相談内容に的確に対応するための体制を強化します。

健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するといった地域での見守り体制を整えるほか、幼稚園・保育所等への園訪問や学校訪問を継続的に実施するなど、教育機関・保育機関やその他の専門機関との連携を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所、児童委員、学校、医療機関など幅広い関係者のネットワークを強化するとともに、研修会への参加等を通じ職員の専門性を高め、体制強化及び資質の向上を図ります。児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合には、県と相互に協力して検証を行い、再発防止のための措置を検討するなど、連携強化を図ります。このほか、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設、児童家庭支援センターや母子生活支援施設等、社会的養護の地域資源活用のため、こうした施設との連携を図っていきます。

#### 【関連事業例】

- ・基本施策1－個別施策3 要保護児童対策地域協議会
- ・基本施策1－個別施策3 児童虐待対策強化
- ・基本施策3－個別施策2 養育支援訪問事業

#### （2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく國の基本方針及びこれに則して県が策定する自立促進計画の定めるところにより、経済的支援や就業への支援、相談・情報提供機能の強化などを県と連携して総合的に推進します。また、新母子家庭見舞金、交通遺児等福祉手当といった本市独自の経済的支援や、市営住宅への優先入居等の生活支援、母子・父子自立支援員を中心とした相談体制を整え、きめ細やかな支援を行います。

#### 【関連事業例】

- ・基本施策1－個別施策3 母子家庭・父子家庭自立支援給付金
- ・基本施策1－個別施策3 児童扶養手当
- ・基本施策1－個別施策3 ひとり親家庭医療費助成

### （3）障害児施策の推進

障害のある子どもが、地域で安定した生活を送るためには、それぞれの発達段階において、専門的な療育や障害の特性にあった教育や支援を受けることが重要です。教育、保健、福祉、医療等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、総合的な支援が提供されるよう、支援体制の整備を推進します。

#### 【関連事業例】

- ・基本施策1－個別施策3 障害児保育・障害児教育
- ・基本施策1－個別施策3 光っ子教育サポート事業
- ・基本施策1－個別施策3 ことばの教室

## 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現については、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、労使を始め国民が積極的に取り組めるよう、国や地方公共団体が支援しながら、社会全体の運動として進められてきました。また、近年は、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するための「働き方改革」が推進されており、残業時間の上限規制や年次有給休暇取得の義務づけ、フレックスタイム制の拡充など、制度の整備も進められています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、職場での働き方や家庭での役割分担意識の変革、育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成等について、県と連携して事業者や労働者に対して啓発します。また、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター、病児保育といった、子育てと仕事の両立を図るための基盤整備を行います。

#### 【関連事業例】

- ・基本施策3－個別施策1 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進
- ・基本施策2－個別施策1 男女共同参画の推進
- ・基本施策1－個別施策2 保育事業

## 第7章 成果指標

3つの基本施策の達成に向けた進捗状況を明らかにし、P D C Aサイクルに基づく検証と改善につなげるため、「評価指標」を定めています（第5章の再掲）。また、これらの取組みを進めることにより、子育て支援施策に対する全体的な評価として定めた「成果指標」の達成・向上につなげていくものです。

### 【評価指標】（再掲）

基本施策	指標名	近況値	目標値（R 6）
1 心あたたかい 光っ子が育つ	①子育てに関する講座・イベント等への参加者数	10,943人	12,000人以上
	②地域の子育て支援拠点年間利用者数	17,642人	17,000人以上
	③保育所等における待機児童数	0人	0人
	④放課後児童クラブ（サンホーム）における待機児童数	0人	0人
	⑤「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合	小学校 87.0% 中学校 86.1%	90.0%
	⑥光っ子サポーターによる指導・支援人数	336人	340人
2 このまちで 親になる	①父母がともに子育てに関わっている家庭の割合	就学前 58.1% 小学校 59.0%	65.0%
	②学校給食における光市産品の使用率	25.0%	30.0%
	③妊婦健康診査受診率	96.3%	98.0%
	④「食育」に関心がある人の割合	74.1%	90%以上
	⑤一般不妊治療費助成及び不育症治療費補助件数	45件	60件以上
	⑥奨学生認定人数	17人	20人以上
3 地域と共に 未来へ向かう	①子育て支援活動に参加している人の割合	13.7%	15.0%
	②地域の行事に参加している児童生徒の割合	72.9%	80.0%
	③中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数	109人	150人以上
	④母子保健推進員及び保健師の個別訪問延べ件数	7,646件	7,700件以上
	⑤青少年健全育成活動に参加している人の割合	52.9%	60.0%
	⑥子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数	5,271件	5,000件

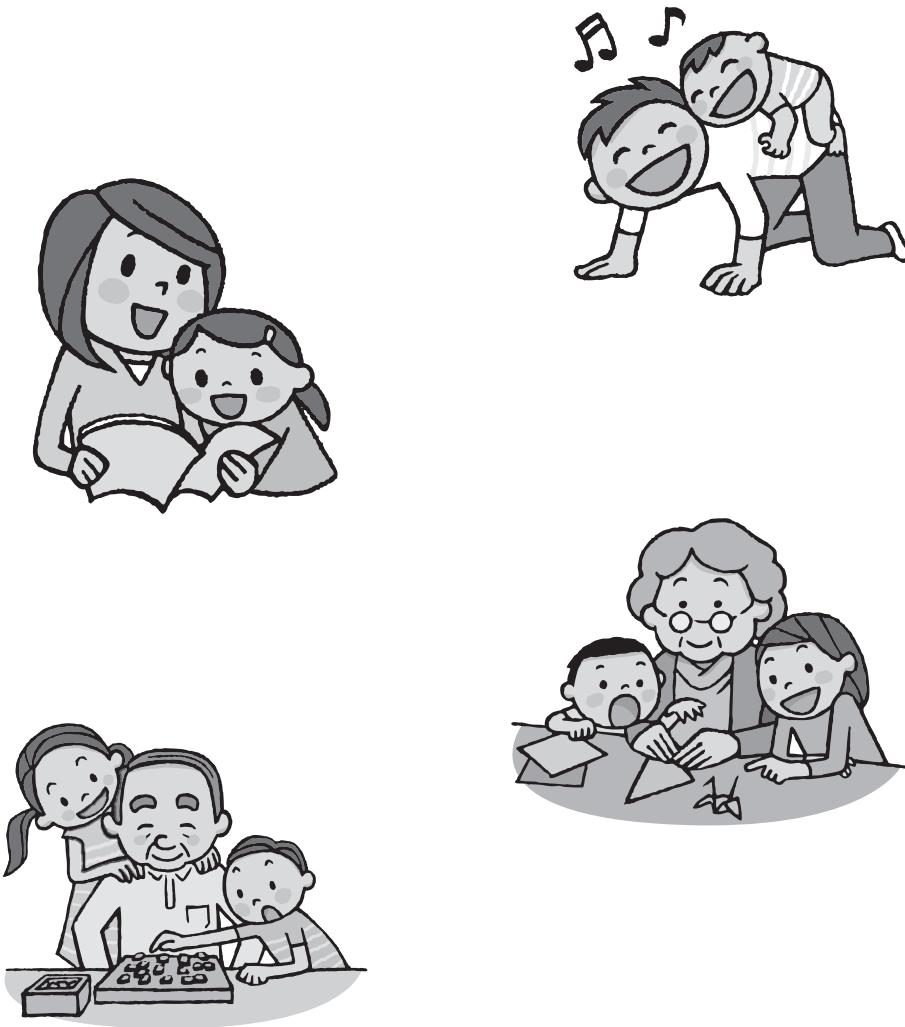
- ※近況値出典：1 ①②③子ども家庭課【H30】 ④文化・社会教育課【H30】 ⑤全国学力・学習状況調査【H30】  
 ⑥学校教育課【H30】  
 2 ①子ども家庭課【H30】 ②学校給食センター【H30】 ③⑤健康増進課【H30】 ④市民アンケート【H30】  
 ⑥学校教育課【H30】  
 3 ①⑤市民アンケート【H30】 ②全国学力・学習状況調査【H30】 ③文化・社会教育課【H30】  
 ④健康増進課【H30】 ⑥健康増進課、子ども家庭課（子ども相談センターきゅうと）【H30】

## 【成果指標】

基本施策	指標名	近況値		目標値（R 6）
		就学前	小学生	
全体	①子育てが楽しいと思う人	95.8%	95.5%	95.0%以上を維持
	②子育てがつらいと思う人	59.3%	49.3%	50.0%以下
	③おっぱい都市宣言の認知度 (内容についても知っている)	45.6%	49.2%	50.0%以上
	④光市の子育ての環境や支援への満足度	44.8%	43.8%	50.0%以上

※近況値出典：全体 子ども・子育て支援に関する市民アンケート【H30】

①「とても楽しい」「まあまあ楽しい」の回答割合の合計 ②子育てがつらいと「いつも思う」「時々思う」の回答割合の合計 ③「内容についても知っている」の回答割合 ④「満足度4、5」の回答割合の合計



## **第8章 計画の推進体制**

### **1 計画内容の市民への周知**

本市のすべての人が、子育てと子育て支援の重要性を認識し、これらの取組みを継続していくことが重要です。そのため、本計画は、関係機関等への配布や関係各所での配架、ホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

### **2 関係機関等との連携**

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など多岐の分野にわたります。このため市内関係機関等との連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。また、国や県、他市町とも連携して、施策の推進にあたります。

### **3 計画の進行管理**

本計画は、計画に基づく取組みの達成状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえて計画の改善を図るといったP D C Aサイクルによる適切な進行管理を行っていきます。

このため、計画内容の審議にあたった「光市子ども・子育て審議会」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、適時、取組みの見直しを行っていきます。

## 資料編

### 1 光市子ども・子育て審議会条例

平成25年3月29日

条例第19号

#### (設置)

第1条 子どもの健やかな成長のために適切な環境を確保するとともに子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、光市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 審議会は、次に定める事項について所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項を処理すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第3項及び第4項の規定に基づく行動計画の策定及び推進について協議すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可について協議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項について協議すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 前条の規定により委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会の設置)

第7条 特別の事項を処理するため必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 委員の委嘱の日後最初に行う会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年光市条例第36号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 2 光市子ども・子育て審議会条例施行規則

平成25年3月29日  
規則第8号

### (趣旨)

第1条 この規則は、光市子ども・子育て審議会条例（平成25年光市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員の内訳)

第2条 条例第3条の委員の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼児教育、保育及び子育て支援事業に従事する者
- (3) 市民団体、民間団体等の代表者
- (4) 子育て支援サービスの利用者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

### (会議の招集)

第3条 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ日時、場所及び付議すべき案件を委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合等やむを得ないときは、この限りでない。

2 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。

### (発言)

第4条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

### (会議の記録)

第5条 会長は、審議会の庶務に従事する職員に会議の概要及び出席委員の氏名を記録させなければならない。

### (部会の会議)

第6条 第3条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部子ども家庭課において処理する。

### (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 3 光市子ども・子育て審議会委員名簿

【令和元年10月31日現在】

番	氏 名	備 考
1	安達清治	光商工会議所青年部会長
2	岩佐光恵	特定非営利活動法人 虹のかけ橋理事長
3	大平友美	保育園保育士
4	○岡田留美子	Y I C保育&ビジネス専門学校教員
5	川口卓也	光市小中学校P T A連合会
6	北川博之	光市医師会
7	北村洋子	主任児童委員
8	小西俊弘	社会福祉協議会事務局長
9	三平久美	公募委員
10	原田啓子	公募委員
11	細田直子	山口県私立幼稚園協会
12	村上博	光市教育開発研究所主任研究員
13	藪崎寿子	光市母子保健推進協議会会长
14	山下瑞穂	幼稚園教諭
15	和田明俊	光市小学校校長会会长 光市要保護児童対策地域協議会会长
16	◎渡邊正善	山口県保育協会光支部長

氏名欄の○は会長、○は副会長

(50音順)

## 4 用語解説

### 【あ行】

用語	解説
おっぱい都市基本構想	「おっぱい都市宣言」の理念をすべての人が共有し、すべての人が心豊かに育つまちづくりを推進するための指針として、平成20年3月に策定したものの。目標や施策の柱、推進の方針等を示している。

### 【か行】

用語	解説
家庭的保育	日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行うこと。
居宅訪問型保育	保育を必要とする乳幼児の居宅において、自治体の認定を受けた保育者が1対1で保育を行うこと。
広域利用	他市町村の施設を利用すること。
国勢調査	日本に居住しているすべての人や世帯を対象として実施する国の統計調査。
子どもの最善の利益	児童の権利に関する条約における基本原則の一つで、子どもにかかわることを決めるときには、大人の考え方や事情だけではなく、様々な状況をもとにして、子どもにとって最もよいことは何かを考えること。子ども・子育て支援法に基づく基本指針においても、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本としている。
コーホート変化率法	過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 【さ行】

用語	解説
3年保育	3歳児（年少）から入園し保育期間が3年であること。
次世代型コミュニティ・スクール	中学校区を単位として幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「縦の連携」と、学校が核となり学校・家庭・地域が一体となった「横の連携」を両輪として、社会総がかりで子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働を重視した学校づくりのシステム。

### 【た行】

用語	解説
待機児童	入所申請を行い、入所条件を満たしているにもかかわらず、施設に入所できない状態にある児童のこと。
地域型保育事業	地域のニーズにきめ細かく対応する保育施設として、市町村から認可を受けた施設が保育を行う事業。主に0歳から2歳児への対応を目的として設けられている。
中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ	中学生や高校生を対象に、体験活動や社会参加活動を通して、仲間づくりを進め、地域のリーダーとして活躍できる人材を育てるために、光市青少年ボランティア育成事業として、昭和58年に設立された団体。

### 【な行】

用語	解説
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援機能も担う施設。保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う。

## 【は行】

用語	解説
光っ子サポーター	特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒の支援を行う補助教員。
病児保育	子どもが病中又は病気回復期のため、集団保育が困難な場合で、かつ、保護者が就労等により日中の保育ができないとき、専用施設で一時的に保育する制度。
フレックスタイム制	労働者自身が日々の労働時間の長さ、あるいは労働時間の配置（始業及び終業の時刻）を決定することができる制度。

## 【ら行】

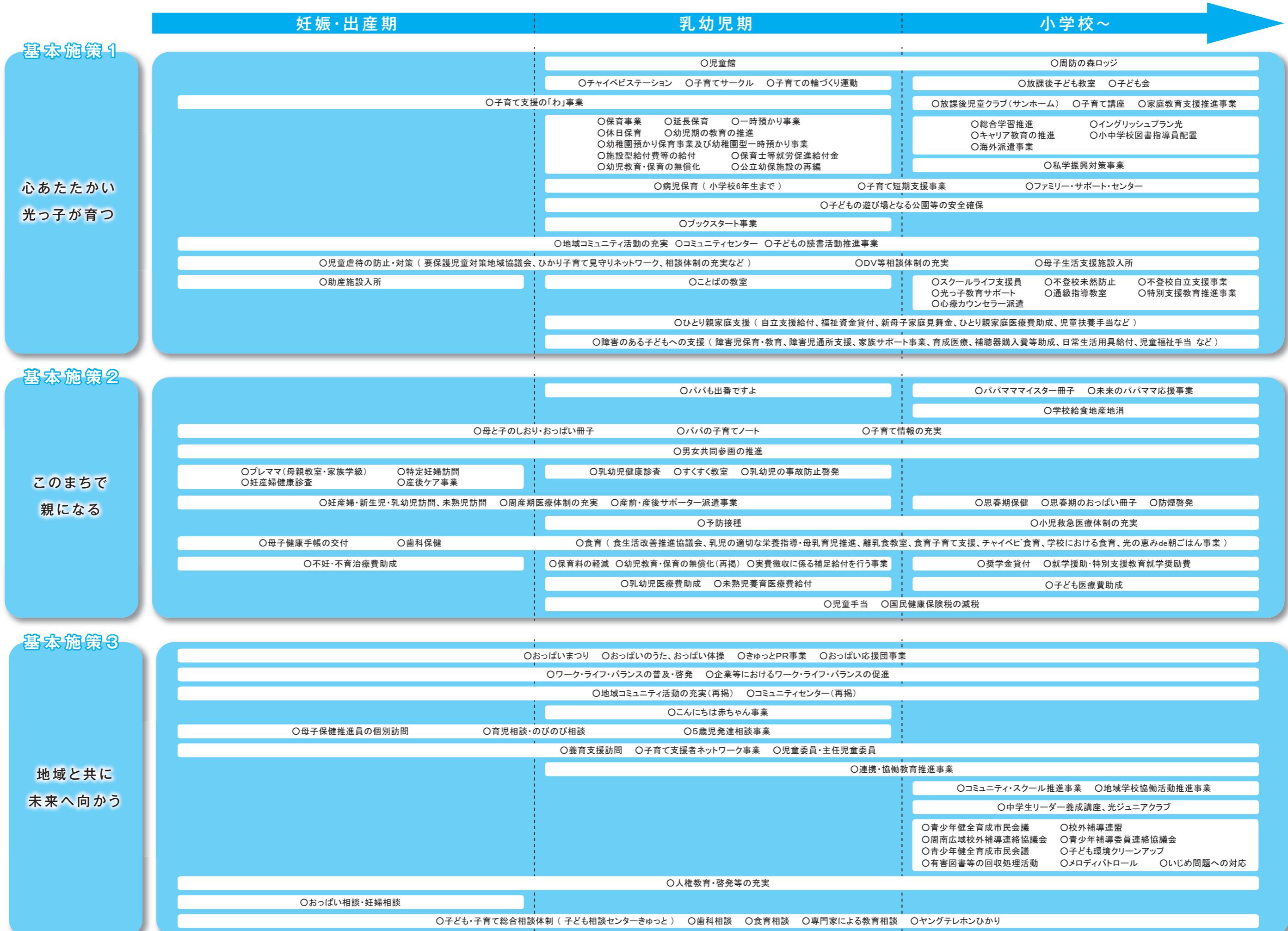
用語	解説
レスパイトサービス	介護を要する障害児・者等を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービス。

## 【わ行】

用語	解説
ワンストップ	複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、一か所でまとめて提供すること。

## 【英数字】

用語	解説
P D C A サイクル	事業を計画通りに進め、その改善を図ることを目的としたマネジメント手法の一つ。Plan（従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する）、Do（事業を実施する）、Check（事業が計画に沿っているかどうかを点検・評価する）、Action（事業の改革・改善を行う）といったこの四段階を順次行って繰り返すことで、継続的な業務改善をしていくこと。
S N S	「Social Networking Service」の略称で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。



第2期光市子ども・子育て支援事業計画  
「みつめ だきしめ かたりあう」  
～心温かい人が育つまち“ひかり”～

発行 山口県光市  
編集 光市福祉保健部子ども家庭課  
〒743-0011  
山口県光市光井二丁目2番1号  
光市総合福祉センター「あいぱーく光」  
TEL 0833-74-3009  
<https://www.city.hikari.lg.jp>



おっぱい都市宣言のまち  
イメージキャラクター  
きゅっと